

昭和三十八年六月十二日(水曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 逢澤 寛君

理事小川 平二君 理事岡本 茂君

理事白濱 仁吉君 理事中村 幸八君

理事南 好雄君 理事板川 正吾君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

理事中 幸男君 理事大高 康君

理事海部 俊樹君 理事飯谷 忠男君

金子 一平君 神田 博君

蔵内 修治君 佐々木義武君

笹本 一雄君 正示啓次郎君

田中 榮一君 田中 龍夫君

山手 満男君 早稲田柳右馬君

岡田 利春君 北山 愛郎君

久保田 鶴松君 久保田 豊君

多賀谷 眞樹君 中村 重光君

永井勝次郎君 春日 一幸君

出席政府委員

通商産業政務次 廣瀬 正雄君

通商産業事務官 (大臣官房長) 渡邊彌榮司君

中小企業庁長官 樋詰 誠明君

通商産業事務官 (中小企業庁振 興部長) 加藤 悌次君

通商産業事務官 (中小企業庁指 導部長) 影山 衛司君

委員外の出席者

参 考 人 (慶応義塾大学 教授) 伊東 岱吉君

参 考 人 (東京商工会議 所中小企業対策 委員長) 石田謙一郎君

参 考 人 (全国中小企業 団体中央会専務 理事) 稲川 宮雄君

参 考 人 (大森工場協会 相談役) 川端 文夫君

参 考 人 (商工組合中央 金庫理事長) 北野 重雄君

参 考 人 (東京都信用保 証協会理事) 田山 東虎君

参 考 人 (全国商工会連 合会副会長) 竹内 敏榮君

参 考 人 (中小企業研究 所所長) 中島 英信君

参 考 人 (日本生活協同 組合連合会副会 長) 中林 貞男君

参 考 人 (日本専門店会 連盟常任理事) 宗像平八郎君

参 考 人 (日本専門店会 専 門 員 渡辺 一俊君

六月十二日

委員山口ソヅエ君辞任につき、その

補欠として永井勝次郎君が議長の指

名で委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辞任につき、その

補欠として山口ソヅエ君が議長の指

名で委員に選任された。

本日(水曜日)に付した案件

中小企業基本法案(内閣提出第六

五号)

中小企業基本法案(永井勝次郎君外

三十名提出、衆法第一〇号)

中小企業組織法案(永井勝次郎君外

三十名提出、衆法第一一〇号)

中小企業基本法案(向井長年君提

出、参法第四四号(予)

○逢澤委員長 これより会議を開きま

す。

内閣提出、中小企業基本法案、永井

勝次郎君外三十名提出、中小企業基本

法案、同じく中小企業組織法案及び予

備審査の向井長年君提出、中小企業基

本法案、以上四法案を議題として審査

を進めます。

本日は、四法案の審査のため、参考

人として慶応大学教授の伊東岱吉君、

東京商工会議所の石田謙一郎君、全国

中小企業団体中央会専務の稲川宮雄

中にもかわらず、わざわざ本委員会
に御出席くださいまして、まことにあ
りがとうございました。厚く御礼を申
上げます。

御承知のごとく、本委員会におきま
しては、ただいま議題となっておりま
す中小企業基本法案等四法案の外、中
小企業関係法案の審査もいたしてお
るのであります。中でも中小企業基本
法案につきましては、いずれも中小企
業の発展をはかるため、そのあるべき
方向並びに基本施策をうたったもので
ありまして、去る二月七日に内閣及び
日本社会党から本院に提出されまし
てからも、ひとり商工委員会のみでな
く、今会期における国会の最も重要
なる案件の一つといたしまして、去る二
月十九日の本会議において趣旨の説
明、質問が行なわれました後、商工委
員会の議に付せられ、連日委員会にお
いて鋭意審査中のものであります。参
考人の各位は、それぞれ中小企業の関
係者として、また学識経験者として深
い造詣をお持ちのことと存じます。の
で、それぞれのお立場から忌憚のない
御意見を述べただければ、幸いに
存する次第でございます。

なお、各案についてはあらためて提
出者からは説明をいたしませんので、
あらかじめ御送付いたしました資料に
よって御了解願いたいと存じます。

参考人各位には、最初十五分程度順
次御意見を述べていただき、そのあと
で委員の質疑にお答えいただきたいと
存じます。

それでは参考人伊東岱吉君よりお願
いいたします。

○田中(武)委員 議事進行。

ただいま委員長がおっしゃったよう
に、この中小企業基本法案関係四法案は
重要法案でありますので、したがって
本日も、お忙しいところを、多数の各
界代表並びに本問題に関する権威の方
に來ていただいておりますのであります。
したがって、いつもの委員会のように
途中で出たり入ったり——これはやむ
を得ない事情のある方はしかたがない
といたしまして、そういうような状
態であつては困るので、あらかじめ委
員長から、途中退場等は、万やむを得
ない場合を除くはかた許さない、こう
いう確認をしていただきたいと思います。

○逢澤委員長 御趣旨に沿って善処い
たすことを約束いたします。

なお、伊東参考人は午後所用のため
早く退席されますので、伊東参考人だ
けは陳述が済んだ後直ちに質疑をして
いただくことにいたします。

それでは伊東参考人。

○伊東参考人 公述に先立ちまして
ちょっと申し上げたいのですが、私も
ときおりこういう公述で頼まれて参る
ことがあります。きょうみたいにな
時間もおくれたというところは初めてな
のであります。公聴会というのは、い
わば国民の声を代表から聞くというこ
とだろうと思うのです。しかも、この基
本法案というものは、国民大衆
数の利害に最も関係するものでありま

す。それをこんなに待たせるということとは、はなはだ遺憾である。われわれには退場戦術も何もありませんが、これから公聴会をもっと尊重していただきたいということを申し上げておきます。

そこで、この基本法案の政府、社会党、民社の三つの案でございますが、時間がたいへん制約されておりますので、それぞれの私の感じました特徴、それからいろいろ問題点をごく簡単に申し上げておきます。

政府案につきましては、この中小企業問題を、ことに中小企業の構造高度化、近代化、合理化、規模適正化、あるいは共同化、集団化、こういうふうな点に非常に重点を置いてこれが構成されておる、こう思うのです。そして第三章以下の、ことに環境整備あるいは不利な取引条件の是正、大企業との関係というふうなものについては、たとえば中小企業以外のものというふうな、いささか非常に広く述べておるようなところもありました。このほうはどうも非常に抽象的であって、まだその関係の関連法案も強いものが出ておりませんから、いささかこれは弱いのではないかと、こう思われるわけです。さらに零細企業あるいは零細商業、小規模事業について特別な考慮を払うというものの、はなはだ簡単過ぎる、こう思うわけでありませう。

これに対して、社会党案並びに民社党案は、その焦点を大企業との関係で相当しぼっておりまして、さらに対等な取引関係あるいは不利な取引条件、この是正ということに焦点を強く当てておられる。ことに社会党案では、二重構造を解消することを目的とする

いうことをはっきりうたっておりませう。同時にまた経済民主化の大きなねらいを持っておられるところが特徴であろう、こう思うわけでありませう。さらにこの社会、民社両党案とも、中小企業者の自主的な組織というふうなもの、その条文のまず最初のほうに出てまいります。そういうこの問題を解決していくについての中小企業者の主体的な組織化、このことを非常に重視しておられることは、私は非常に賛成なのでございます。

さらに、この零細企業に対する社会保障等の問題、こういう問題も、政府案においてはともあまりはつきり見られておらぬのに、これが社会党案あるいは民社党案においては相当強く出されておるということが、やはり比較した場合の特徴であろう、こう思います。

さらに、この中小企業庁を省にするということについて、これは中小企業者多年の要望でありまして、これが野党案においてははつきりうたわれておるということがやはり特徴であろうと思う。

さらに、これは少しこまかいことになりませうが、中小企業政策審議会がいろいろ重要になってまいると思うのであります。この委員について、これはいままでも、いろいろな国家の重要なことをきめる代表において、中小企業というものが軽視される、あるいは無視されるという傾向があった。それだけに、この中小企業法案でありますから、これをはつきり中小企業代表を出すということをやろう必要があるのではないかと、もちろん政府案においても中小企業代表を学識経験者として

求めるでありませう。しかし、中小企業代表の全体に占める比率であるとか、消費者代表あるいは労働者代表、あるいは大企業代表、学識経験者、いろいろあると思いますが、その比重等やはり相対的はつきり考えておかなければいけないんじゃないか、こう思うわけでありませう。

ところで政府案について、産業構造高度化ということをやろうとの構想は、もちろん私は賛成なのでございます。これが一つの柱となるということは大事であらうと思ひます。しかしこれだけではやはりまずいのではないかと。そこで、政府案においても第三章以下に述べられておるのですが、社会党案あるいは民社党案においては非常に強く述べられた、先ほど申し上げたところ、こういうものが兼ね備わって、この中小企業基本法案はいよいよものになるのではないかと、こう思うわけです。もちろんそれぞれ政党的立場があります。立場はありますけれども、これは中小企業をいかによくしていくかということにおいては、その立場を越えて共通のものがある。そういう意味からいって、ここでその各案を妥協させる、さらにそこにいろいろ織り込むということも十分可能である、こう私は考えておるわけではあります。

ういうものでありますから、本年度もすでに政府案において最も重要視しましたこの産業構造高度化、近代化、こいういうことについての関連法規が出ておりますから、これをいろいろ拝見してみまして、近代化促進法、あるいは近代化資金助成法、あるいは高度化資金を特別会計に設けること、あるいは指導法、あるいは投資育成会社というふうなものを拝見しまして、私はこれらのいろいろ具体的なやり方については問題があると思ひますが、こういう法規が必要であるということは当然のことではあります。

ただここで心配いたしますことは、その財政的裏づけを拝見しますと、本年度中小企業対策費が非常にふえたというものの、全体の予算の中のわずか〇・三％。中小企業の国民経済的な重要性なりその寄与率からいって、あまりにも話にならぬような貧弱さでございます。こういうふうな財政的裏づけの貧弱なものを、ここで中小企業の近代化といつても、これを配分いたしますときに気を付けなければならぬことは、中小企業の上層なりあるいは中小企業の中で非常に成長的なもの、つまり国の経済成長政策から見てものだけに集中されてしまふ、こいう危険があるのではないかと。こころが非常に問題だと思ひます。

いま申しましたことは、また中小企業の定義にも関する問題でございます。中小企業の定義の問題は、私どもが学問的に考えております中小企業のいろいろな階層なりあるいは大企業の階層なりの理論的な分析といふものを背景にする必要はありますけれども、

それそのものであつては、政策的には、つまり実質的な政策的には必ずしも妥当ではない、こう思うわけではあります。もちろん基本法案においては、この定義あるいは範囲というふうなものは、いろいろ実態に即して考えていく、また時代の趨勢とともに変わっていくものであるわけでありますが、このたびの政府案において、たとえばいままでの資本金一千万円であつたものを五千万円に上げる、あるいは商業において三十人ふ上に上へ上げていく傾向がここのに見られるのであります。もちろん従業員三百人というところへまいりますれば、統計的に資本金は約五千万円になつてくる、こいうことは当然でありますけれども、私が心配いたしますことは、やはり政策的に従つて、この規定が考えられなければならぬ。たとえばきょうも新聞紙上にちょっと出ておりましたが、下請関係であるとか、その他いろいろ大企業との関係というふうなものに、あるいはいまのようにならざる必要もあつますが、しかし一番中心となる財政資金をいろいろ使つて行なうということにつきましても、財政資金そのものが先ほど申したように非常にわずかなワケであつて、定義だけを広げますと、これはアメリカにおいてもある学者がいろいろ問題にしておつたのであります。とかく資金は上にばかりいってしまふという傾向があるわけでございます。したがつて、この政策を裏づける資金のワケとその配分を考えながら、定義は考えられなければならぬ。この問題は、何よりも財政の配分において、大

企業と中小企業との関係におきまして、もっぱら焦点が大企業に向かいやすい、こういう傾向にあるのであって、中小企業に対する正当なといえますが、配分がなされていないといふこととからくるのであります。さらに金融につきましても、今日の非常な高度成長下で、中小企業と大企業との間には配分の上で不均等が非常にひどい。設備投資等におきましても非常にひどいのであります。こういうふうな財政金融を通じての資本の集中というふうなことが、二重構造をいよいよ深めるという傾向があるのであります。したがって、これを積極的に是正していく、二重構造を何とか縮めていく、あるいはほんとうに直していこうというならば、大企業の急成長をもたらしうな設備投資以上に、中小企業に設備投資がなされなければならない。中小企業の資本装備率を高め、労働生産性を高めていかなければならぬといふことは当然のことです。かつての所得倍増計画のときにおきまして、中小企業小委員会の方々はこの点を非常に重視しまして、中小企業に対する大企業との関連における資金配分の計画を出されました。それに基づいて財政投資はこれの割合でなければならぬといふようなことを、しかも政治的な実現性を考えて非常に遠慮しながら申し上げたのであります。それは、それが発表されたときに削除されてしまっているという過去のこともあるのであります。そういう点から考えましても、この基本法をほんとうに実現していこうとするならば、そういう全体の財政なり金融なりの配

分の思い切った変更といえますか、そういうことが絶対必要だと考えておるものでございますから、そういうことからいいますと、たとえ財政投資融資なりあるいは金融なりについての一定比率を中小企業に向けるという、これが野党案には出ておりますが、これは一定比率といつても、動く経済のこゝろでなかなかむずかしいかもしれませんが、そのことは年々いろいろ変えていくということも可能であります。これはやはり考えていただきたいと思うわけです。

さらに官公需の受注ということにつきましては、私先年アメリカで中小企業庁長官からつづさに聞いてまいりましたが、これはもっと政府案においては明確にうたつてもらいたい。もちろんこれはまず実態調査から始めなければならぬものでございまして、うけれども、やはり中小企業から取つたものを財政を通じて中小企業へまた戻すというところなんです。もちろん中小企業から取り上げたもの、あるいは中小企業の預金というふうなものを全部中小企業へ戻せといふことは、必ずしも可能じゃない。この不均等が非常に強いのであります。その中でももちろん政策的配慮等が入るであらうが、いままでのところでは、あまりにもそれが大企業に集中し過ぎるというふうなことが、中小企業との格差をひどくさせる原因でありますから、この点はもっとも強く考える必要があると思うわけでありまして。

さらに、中小企業と大企業との領域、分野確定の問題ですが、これは実をいうと、今日のような技術革新がどんどん進んでおる、そしてあらゆる構

造が変化していくときには、非常にむずかしい問題でございまして。しかし、こういう変化を通じてながらも、ある分野は非常に中小企業に適當であつて大企業には不適當であるといふ分野も出てきております。もちろん大企業はどこへでも出られるようであるけれども、必ずしもそうじゃない。つまり適正規模というふうなことから考えましても、そういうものが徐々にここへ出つてくるというものでありますから、この分野はそう一挙に明確にさい然と定めるなどということではできないかもしれませんが、これはやはり慎重に考えながら分野の確定の問題を進めていかなければならぬ。その場合に、日本の特徴は、大企業が、大企業自体の経営的な意味からいへば、自分の経営に適しない領域に系列、下請関係で出ていく、そして優秀なものを系列、下請化しながら進出するといふようなことがあるわけでありまして。そういうわけですから、ただ分野を確定するというだけではなく、系列、下請関係の対等化、これが非常に重要なことになってくるわけでありまして。

こういふたふうな点がまず焦点で、大事な私の言いたい根本でありまして、さらに、先ほど申したような、限られた資金をもつて、しかも同様に順応しながら中小企業を近代化していくとしますと、とかく先ほど申したように成長産業に重点がかかり、さらにまたその中の伸び得るものだけに重点がかかる傾向があるわけです。いわば、教育にたとえて言えば、秀才教育みたいな傾向になってくる。あたりまえの普通の中小企業の一歩多くあるものは、そこまで伸び得ない。そういう

ふうなものはだんだん取り残されてしまふという傾向がある。つまり自然にまかしておいてもだんだん格差はひどくなる。競争の結果なるのでありますけれども、これがあまりにも秀才教育的な方向で重点的に限られた資金でやりますと、いよいよかえってそれを促進してしまふ傾向がある。私は、全体の構造が近代化していくこと、これは絶対必要だと思ひますけれども、その間に格差がいよいよできてくるということであつては困るので、したがってそういうふうな方向をとるならば、もつとも、先ほど言つたような背景となる財政資金をふやさなければならぬと同時に、もう一つ重要なことは、それによつて生ずる社会的な影響について、社会保障的な施策なり社会政策なりあるいは企業の転換の問題がいよいよ重要になると思ひますが、こういう問題について十分な考慮を払う、そういう事項が必要であらう、こう考えるわけです。

野党案についていささか懸念されることは、もちろんそういうつもりではないと思ひますけれども、中小企業の保護、ことに零細企業の保護といふことにはかなり強い焦点を当てますと、今度は、いまのダイナミックに動いていく情勢を、あるいはむしろ保守的にチェックしてしまふ、こういう問題があります。私は、低賃金でなければ成立たない、しかもほかに何にも社会的な分業としての取り柄もないような、そういうふうな零細企業といふものは、その従業員にとつても、その御主人にとつても、これはあまり意味のない存在だ、こう思つております。そういうふうなものは、一挙にど

うということになると社会問題になる。その社会問題の救済の措置が十分できておらないだらうから、一挙にはやれませんが、やはり欧米でももう一つの社会的通念になつていふような、スウェーディング・システムの伴うような、そういう家内工業や何かは、むしろ社会の害悪というか、やがてはなくなつていかなければならぬ、近代化させていかなければならぬ存在だ、こういうことなのであります。やはりそういう考え方がなければならぬ。つまり保護政策も、やはりここで一つの限界、もつと具体的に考えてみなければならぬということがあります。そういう点で政府案の非常に前へ進めようといふものと、この両方の助け合いが必要なんじゃないか、こういうふうな考へておる次第であります。

最後に、少し時間を超過して恐縮でございますが、特定産業振興法というものがいま考えられており、大企業を中心とした新しい産業秩序が、自由化を迎え、OECD参加を迎えて考えられておりますが、これとの関連であります。たとえば近代化促進法等は、特定産業振興法のやり方等を見ると非常に共通の点がありますが、しかしここで大企業の場合には非常に問題があるのです。たとえば独占禁止法に穴をあけるといふようなことも、へたをやることと合理化といふ以上は独占といふか、国内で一つの独占をつくりながら競争してしまふ、こういう懸念があります。何よりこの中小企業基本法と関係しながら考えることは、大企業の中で合併なり、あるいは品種の専門化なり、こういうものが起こってくる、あるいは部品の共同購入とか、部品のい

るいろいろな買ひ方の共同化が起こるとして、場合の中小企業への影響でございませう。ことに大企業の再編成が進むと、たださきいままでも系列とか下請、これも何段階かになってありますから、これが非常に影響を受ける。たとえばこの品種をいままでこの地域のある工場につくっておったが、それをやめてこちらに集中したというふうなときに、その下請の方たちはたいへんな影響をこうむるわけです。こういうふうなことに、特定産業振興法においては中小企業者の利益を害しないこと、これはよほど中小企業に関心を持たれた方がもっと具体的に強く考えていただかないと、基本法をつくっておきまして、これが一方でくずされてしまふということがあるわけです。こういう点で、基本法は絶対必要である。必要であります。基本法でありまゝいかにして、おいてきめ手がなくなつては困る。何らかそこに中小企業の地位を上げ、二重構造をなくしていくようなきめ手が絶対必要である。この関連法規というふうなものができただけ早く充実したものができ、さらに皆さんの力で中小企業に対する財政の配分なり金融の配分なりの不均等が是正されるという方向をとられることをお願いして、私の公述といたします。(拍手)

○逢澤委員長 それでは伊東参考人に対する質疑の申し出がありますので、これを許可いたします。松平忠久君。

○松平委員 伊東先生にきかれて簡潔に二点ほどお伺いしたいと思つております。

第一点は、中小企業基本法案というものを策定するその背景となる現在の

経済のあり方、こういうことについて、われわれは、構造的に二重のようになつてしまつたものがある、日本の資本主義の発展がそういうふうにしてしまつておるんだ、したがつてこの断層を埋めていかねばならぬ、こういう考え方であるわけでございます。ところが、このストラクチャーの問題については、それが一重であるというふうな説もあり、三重にも四重にもなつてゐる、ひずみがある、こういう説もございませう。しかしながら、いわゆる大企業——国家権力の非常な保護を受けて発展してきた日本の資本主義のもとにおいては、構造的にそこに一つの仕組みのようなものが、都合のいい仕組みが大企業にはできてゐるけれども、中小企業はそういう仕組みからは全然取りはずされておるのだ。そういうことで、いまおっしゃいましたように、財政投資なりあるいは金融の配分等につきましても思うようになります。という、そういう一種の構造的な欠陥がある。こういう判断に立つておるわけでありませう。その点に關する先生のお考え方をお伺いしたいと思ひます。

第二点は、日本の資本の横暴と申しますか、そういうものをチェックするというふうな意味で、独禁法というものがございませう。しかしながら、また今日の段階においては、独禁法ではなかなか処理し切れない。大企業と中小企業、あるいは中小企業相互間においても、いろいろな紛争があるわけでありませうが、今日の場合、たとえば中小企業等協同組合法におきましても、組合交渉権というものはございませう。団体組織法にいたしましても、いわゆる

団交権というその権利は認めておるものでありますけれども、しかしながら最終的にこれを判定するような機関はございませう。したがつて、法律はありますけれども、不備であります。ために、ほとんど弱いものが泣き寝入りをしておるというのが、今日の状態ではなからうかと思ふ。これを独禁法に基づいて公取でこの解決をはかるということも困難である。したがつて何らか新しい制度を求めなければならぬ、という考え方、われわれは立つておるわけでありませうが、中政連の案を見ますと、公正経済委員会というふうな名前前で同じようなアイデアが出ています。そこで、私のほうは、調停委員会というもので、それらのいろいろな紛争なり、あるいはいざこざというものを交と通整理をしていく、秩序を与えていくというふうな意味で、しかも最終決定権を持つておるというふうな独立の機関が必要ではないか、こういう観点に立つておるわけでありませうが、この問題についてはただいまお触れになりましたので、この二点についてお伺いしたいと存じます。

○伊東参考人 二重構造ということばは、われわれ学会でもたいへん議論がある。ただ現象的に見て二重構造ということばを使うと、大企業と中小企業、さらには農業との関係があるわけでありませうが、その格差なりあるいはその関連なりがわかる、わかりやすいという意味で、通俗的な意味で私も二重構造ということばを使うわけです。中小企業なり大企業との関係からいへば、二重ではなくて、もっともといへば、三重にも四重にも言えるような関係があるわけです。私は、企業

の階層というものをわかりやすくするために、いささかきめつめたようなことを言ひますけれども、大企業と中小企業、中小企業の中で中小資本と資本以前の零細企業、こういうふうに分けております。中小企業と大企業との境目は、いわば社会から自己資本を多く集めるような全体の機構の中にそれが利用できるかできないか。ことをばかえて言つと、きめ手としてはほんとうの意味の株式会社になつておるかいなか、第二市場上場というものは、いわばそれに向かつておる過渡期とができるのであります。そういうふうな考え、その大企業というものの中で、大企業というものがグループをその中でまた一部つづつてまいりました。非常に巨大なものをつくつてくる。とグループ化ができてくるし、それがまた銀行を通じて社会の資金を集中する機構ができるといふようなことで、それは産業別に見ましても、その巨大企業が、オリゴポリといひますか、わかりやすく、独占的な価格といひますか、独占的な行動と申しますか、そういう傾向を持つようになる。だからこゝでまた大企業の中に独占的なそういうグループができる。ですから、そういうふうな関係ができて、縦にいろいろなしわ寄せなり、あるいは独占価格と過当競争価格というふうな問題がこゝへ出てくる。こういうことが二重構造を深める原因だと思ひますが、しかし、そういうことだけならば、欧米でもみんな似たようなことが幾らかある。ところが、日本の場合の特色は、それを非常に縦にずつと貫いてくる。こういう縦の系列といひますか、それ

はやはり大きいといえば大企業と中小企業ですが、その関係が対等でないといふところにあるし、もう一つは、この一番下の労働条件というふうなものに、いままで非常に格差があつたといふことから、上から、また中小企業の中でも下へ下へと、こういうふうな下請関係等一つのしわ寄せができる、こういうふうなことから二重構造が深められ、さらに日本銀行貸出しであるとかオーバードローであるとかいうことを通じて、資金がまた非常に頂点のところに集中するようになるというふうなことが、二重構造を深めた原因であるかと思ふのです。でありますから、そういう問題を解決しようとするならば、いま申したような点に十分な配慮を払つた基本法がつくらねばならぬ。私はこう考えておるわけです。それから第二点の、紛争のあつた場合の調停委員会のようなものであります。これは私は社会党案に賛成であります。これは中小企業団体では全中協が由来常に考えてきたことでありまして、私もいろいろ相談に乗つたことがあります。いままで独占禁止法の運用を公取にまかしておりましたが、こゝにやはり大企業と中小企業との関係のいろいろな紛争を処理するために、中小企業代表が入つて、そして中小企業が、下請なんかについてもそういうものがないと、その下請支払い促進法等にいろいろな問題があります。一番の弱い点は、大企業に中小企業が実力的には非常に押えられており、へたすれば大企業から出入り差しとめといふことになるといふものであります。いろいろな問題があつても言えないといふ点にあるわけです。ですから

ら、そういう点で、やはり国家が当然
こういうことは、支払い遅延であると
か、そういう下請へのしわ寄せは誤り
である、これは欧米じゃ財界の常識と
しても、私が少し話すと、そんなばか
なことがあるかとすぐ言うくらいです
から、そういうことを国家が確認して
やる、そうして同時にここに中小企業
代表が出ていて、そして中小企業者が
非常に安心していろいろ訴えられると
いうようなものがどうしても必要だ、
こういう意味で、先ほど松平さんの言
われたような案には全面的に賛成なの
であります。

○田中(武)委員 伊東先生に、いまの
松平さんの質問と同じようになりまし
うので、関連してお伺いしたいので
す。

と申しますのは、わが党の第二条に
二重構造の解消ということばを使っ
ております。政府案の第一条は格差の是
正ということばを使っておる。実はき
のうあたりも、通産大臣との間に、こ
の問題についてだ議論をしたわけ
なんです。ということは、いわゆる構
造的なものが大企業と中小企業の中
にあるのか、というならば中小企
業、大企業、そして先生の言われたよ
うに、いわゆる中小の中でも零細とい
うようなものがありますが、これはた
だ単に数といいますが、資本金十億に
対して一千万円だというような数だけ
の問題であるか、それとも質的なも
のがあるのか、ということ、こ
ろに議論がくるんだと思うのです。そ
のことがひいては、わが党の十八条な
いし十九条のいわゆる中小企業の事業
分野の確保ということに関連をしてき
ますので、二重構造の解消ということ

と格差の是正ということは、私の考え
では、いわゆる中小企業と大企業とは
体質的な違いがある、構造的なもの
があるという意味に私は感じておるの
ですが、先生の御意見を伺いたいと思
います。

○伊東参考人 政府案は格差是正とし
て、個別企業の体質を高めながら、そ
ういう形で大企業との差を縮めてい
こう、こうしておるわけですね。もち
ろんこれは二重構造解消に非常に重要
な一つのよりどころです。しかし、私
が先ほど申し上げたことからもわか
ると思いますが、それだけでないもの
がある。なぜかという、そういう体質
を上げることができないのは何かとい
うと、その前に構造的なものであるの
ですね。そこでやはり国家の役割がな
りそれが出てくるのであって、両方相
まっていかなければならない、こうい
うふうに私は考えております。

○達澤委員長 次に、正啓次郎君。
○正委員 伊東先生に二点だけお伺
いをしたいと思っております。
第一点は、非常にはつきりとおっしゃ
いました、財政資金の全体のワケが非
常に窮乏なときに、今回の政府案ある
いは社会党、民社党の案もそうござ
いますけれども、いわゆる資本の限界
を上へ上げておるわけでありまして、
こういうことをするとどうも上のほう
へ片寄ってしまうおそれがある、こ
ういう御趣旨でございます。そういう
ことのないようにこれはむしろ配慮い
たさなければならぬのであります。た
だ御承知のように、日本の中小企業
金融機関は、いわゆる国民金融公庫、
中小企業金融公庫あるいは商工中金と
いうふうにございまして、それぞれ小

さいところ、大きいところ、中くらい
のところというふうになっておるとい
うことは、先生御承知のとおりであ
ります。それが一つ。それからもう一
つは、政府案におきましても、御承知
のように第二十三条に特に小規模企業
という一条を設けております。こうい
う点を考えれば、必ずしも先生の
しゃったようなこともない。すなわち
機械的にも、小さいところにも十分手
の回るような金融機関を別に持つて
いるということ、この基本法におき
まして特に小規模のものに考慮をめぐ
らすということを書いておるわけであ
りますが、こういう点をあわせてもう
一度さっきの点——むしろこれは財政
資金を豊かにすることに越したことは
ないわけでありまして、それもやらな
ければいかぬわけでありまして、そう
いう点を考えつつ、なおかつこの国家
の生産性、生産規模というようなこと
を考えると、実は大阪あたりの公聴
会では、五千万円ではとても少ない、
億にせよというふうな意見が圧倒的
でございました。先生は学究でいらっ
しゃいます、大阪あたりの実際に即
した意見はむしろそういうことでござ
いましたのですが、その点について、
もう一度私の質問をお考えの上で、ど
ういうふうにお考えになるか、お答え
をいただきたいと思います。

○伊東参考人 先ほど私は、何でも
かんでも定義を引き上げることはいけ
ないのだということを申し上げたのはご
ざいませぬ。たとえば金融であるとか
あるいは中小企業対策費というよう
なもの原資を考えて、そこでその配
分をどうするか、こういうことを考え
なければならぬということを言ったの

で、何でもかんでも定義を広げてはい
けないと言ったのはありません。で
すから、先ほど下請なんかの例でも
言いましたが、つまり政策目的にそれ
ぞれ沿って、あるときにはもっと広げ
る必要があるし、あるときには資金が
もうすでにこれだけしかないなら、そ
こで重点的にどっちへやるか、ある
いはそれを分ける場合どういうふう
にするか、こういう問題だということ
を申し上げたのです。ですから、でき
ればこの基本法が通れば、十分な調査
をして、それぞれの、中小企業とい
ても中と小、あるいはさらに零細があ
りますが、こういうものがあるいは大
の關係での国民経済的な寄与率を考
え、同時にまたそれのそれぞれ必要
とこの配分をする。ですから配分も、民
社党案には零細企業に特別考へること
が出ております。こういうふうな階
層的にやはり考えなければいけないの
ではないか。そうしておかないと、行政
の実態を見ておると、実際には零細
企業のためにやると言っているが、私
なんかよく調べてみると、零細企業
はいわれないような業界の強いところ
にいつてしまったり何かしている場合
が非常に多いのです。もちろんこの中
小企業の政府関係の三公庫は、それは
それぞれ分業でやっております。これ
はけっこうなことなんです。ただその間
にどういうふうな資金を分けるかも、先
ほどのような全体の国民経済の中にお
けるそれぞれの地位、役割、必要度
を考へながら見なければならぬ。た
だ一方の民間銀行に至ると、これはま
さに非常に大企業集中をしてしまっ
たというところは御承知のとおりだと思

いますし、それから私は、財政投融資全
体のワケですね。この中で中小企業へ
くるものがあるけれども——最近ふえて
おります。ふえてくるけれども、全体か
ら見たらば、やはりその必要と二重構
造をだんだんなくしていくこととする
ものがあまりにも少ないのではない
か、こういうふうなことを考へて
おります。

○正委員 最後にもう一点。社会
党、民社党の案も非常によく御研究に
なっておられるわけでありまして、わ
れわれ敬意を表するのですが、先生が
おっしゃったように、やや行き過ぎま
すと、現状を固定化するというふうな
傾向が見られるのではないかと
、それからおことばの中になかった
のですが、社会政策と経済立法を一
緒にしよというふうな傾向もやや感
じられるというふうな点であらうと思
うのであります。

さて、われわれ政府案を支持する者
といたしましては、基本法というもの
は相当弾力的に幅の広いものにいた
しておきまして、たとえばいま具体的
にお話しになった官公需の確保の問題
と、あるいはその他たとえば事業分
野でございまして、これは法律では
きり規定することはなかなかむずか
しいと思うのでございまして、そう
いう具体的な問題は関連法規である
いは年々の予算というところで考へて
いくことが実際に即しておる、われ
われはどうしてもそう思うのであり
ます。これを憲法とも言うべき基本法で大きく
規定することは非常にむずかしい。結
局現状固定というふうになつてしま
いはしないか、大きく流動しておる現
実に沿わないのではないかと、われ
われは非常に心配をいたすので

ありますし、それから私は、財政投融資全
体のワケですね。この中で中小企業へ
くるものがあるけれども——最近ふえて
おります。ふえてくるけれども、全体か
ら見たらば、やはりその必要と二重構
造をだんだんなくしていくこととする
ものがあまりにも少ないのではない
か、こういうふうなことを考へて
おります。

す。そういう意味から、基本法のキヤラクターからいって、やはり政府案のような幅の広いものにせざるを得ないのではないかと思うのですが、その点について最後に御所見を伺いたいと思います。

○伊東参考人 もろろん実際の問題としては御趣旨のようなことが必要だと思ふのです。ただ、政府案ではあまりにそれがばく然とし過ぎていて、利不利のところが、ただ中小企業以外のものと、こうやっておるのです。そうすると、私どもから見ても、大企業と中小企業、このしわ寄せなり、その競争なり、これからくる問題と、農民の農業協同組合からくる問題、あるいは生活協同組合あるいは購買会、購買会には大企業もあり、農民なりとの問題、これは勤労者なり農民なりとの問題、これは非常に質の違う問題だということになります。その扱い方も考えなければならぬ。こういう問題がすべてごっちゃになつて同一平面で論ぜられてしまふと、どうも私は読んでいて、何か大企業というのをあまり言いたくないので、ぼやかしてあるのではないかと、うかがひを言つてしまつたわけなんです。ですから、これは相当基本法でも明確にしなければいけないことだと思ふのです。そういうことでございませう。

○達澤委員長 久保田豊君。

○久保田(豊)委員 伊東先生に二点だけお伺いをしたいと思ふのです。

伊東先生は、いまのお話の中で、結論は基本法としては政府案を基礎にして、そして政府案に抜けておるところを野党案でひとつ補完をして、法案と

してははつきりしよう、そしてさらにその関連法規というものをもう少し具体的に明確にする、そうすれば使ひものになるだろう、しかし、それだけではだめだ、それを裏づける政府の予算上の措置なり財政投資のワタナリ、さらに金融上のワタナリと大幅にしない、結論としては結局絵にかいたもちになり、特に恩恵を受ける者はだれかというところになれば、国の立場から見ても必要なもの、つまりそれをするだけにとどまるだろう、その点が一番心配だ、こういうふうな大局からお伺ひしたわけでありませう。そこで、私が基本的にお伺ひしたいのは、私どもと同じように、法案としては、先生のお考えになつておるうちに、まだ具体的な問題はいろいろあると思ひますが、法案としてそういうものがはたして完全なものであるかどうか、さらにこれを裏づける予算なりあるいは政府の財政投資なり、特にいわれる金融面でいま中小企業の二重構造を解消するなり、あるいは何なりという、中小企業者の望みであるような、また国の経済が均衡がとれるような大きなワタナリ、その民主的な運用ということが、現在のようにつまり政府といふものが、大企業と言つちやおこられるかもしませんが、大企業代弁者によつて握られておる、財界の勢力がある、いわれる独占資本によつて握られておる中で、そういう条件の中でそういうことができるかどうかという点であります。私はやはり少なくともある程度政権の性格を変えなければ、先生のおっしゃるようなことはなかなかでき

ないのじゃないか、その点を抜きにして抽象的ないろいろな法律をつくつてみても、あるいはむずかしいのじゃないかという点がある、この点について先生の基本的な御見解をひとつお伺ひしたいのと、もう一つは、貿易自由化がいよいよ完成の段階になるわけでありませう。したがって、外国からの資本の流入や、あるいは商品あるいは工場と企業等の進出で非常にたくさん入つてくる。しかもそれは、多くの場合におきましては、国際条約によつて一定の規制を受けておるという際に、いろいろの形はあるにいたしまして、中小企業の保護、育成というふうな立場から、これら外国の資本なり、商品なり、企業に対して、日本として規制をすることが、はたして今日の状況のもとにおいてできるかどうか、こういう二点について先生の御意見を伺ひしたい、こう思ふのです。

○伊東参考人 たいへん根本的なむずかしい問題であります。ただ私はこういうことだけ申し上げたいと思ひます。中小企業基本法は、これは政府案の欠点といひますか、政府案では先ほど言つたように三章以下が非常に弱い。そこを補ひ、つまり野党側にある根本的な点を入れながら、やはりどうしてもつくる必要があるんじゃないか。政権がいろいろあるうとも、この基本法案というものがあつて、それによりどことなつて、中小企業者はまだ非常に弱いですが、これがいろいろ要求したときにまただんだんと実現していける、こういうものがやはり必要なんじゃないか、こういう意味で何とか皆さんが折り合つてつくつて

は独占資本の政治、経済上の支配力というものが強くなるのは今日の必然の勢いであつて、これに対してどういう規制を加えたら、しかもそれは中小企業基本法と連関をして加え得る法律上の規制はどういう点があるかという点をあわせて、先生のお考えをお聞かせいただきたい、こう思ふのです。

○久保田(豊)委員 もう一点だけお伺ひしますが、先生もお触れになりましたが、政府の態度は、一方におきまして、中小企業基本法によつて、ざつとばらんに言へば、中小企業に対して従来よりは体系的な保護というものが、育成策をとつていこう、経済的な地位なり利益を守つていこう、こういうのであります。それと同時に、並行いたしまして、御承知のとおり、特定産業の振興臨時措置法というふうなことで、大資本の国際競争力を強めるといふ形におきまして、独禁法に穴をあける。現在もうすでに独禁法のある中で、大企業や独占資本の支配力というものがあらゆる面で非常に強くなつていまして、この二本をやつておるわけなんです。先生のおっしゃつたように、独禁法の、いわゆる大企業の独占力の強化ということに対して、よほどのしつかりした規制をしなければ、中小企業基本法をつくつても骨抜きになるぞ、こういう御趣旨と承つたわけでありませう。この点についての連関なり、その規制なるものは、いまの中小企業基本法にあらわれた方向と、特定産業振興臨時措置法にあらわれた方向とは、まさに全く逆であります。しかもどちらが経済情勢上力を持つつかといへば、特定産業の法律が通る通らないにかかわらず、私

○石田参考人　最初に私、実はこの参
考人であるときにお願いしておたの
でありましたが、きょうは最低賃金の経
営者側の全国大会がありまして、私も
その幹事の一人でございます。そこで
午前中はお許しを得てこちらへ参りま
したが、午後からは向こうへ出なけれ
ばなりませんので、私は午前中だけ
で退席をさせていただきたい。この点
を委員長にまずお願いを申し上げてお
きます。

それから、私どもは商工会議所の中
小企業対策を、私自體中小企業者でござ
いますので、そういう見地からやつ
ておるものでございますが、実はここ
しばらく、十年以上私は委員長をつと
めておるのでありますが、国が中小企
業、特に小規模企業を含めて、こうい
うふうな基本的な法律をつくるという
ふうに動いていただいたことについて
は感謝をしておるわけであります。

いただきました資料で、社会党なり民社党の案もいろいろ拝見したのでありますが、私はむしろこういう法律のいろいろな、政府案、社会党案、民社党案というもののいろいろなことについては、先ほどの伊東先生のような御適任の方がございますので、むしろ私もが中小企業基本法という法律にどんなものを期待するかということを、これからいただきました十五分間で申し上げてみたいと思ふのであります。そしてその基本に、商工会議所で考えており、またいままでいろいろな陳情を

が、いいのじゃないかということ、かねてお願いをしてまいったわけでございます。なぜそういうことを申すかと申しますと、やはり中小企業といえども、先ほど伊東先生の中に、日本の大企業は中小企業だということばがありました。まさにそうであらうと思いますが、それにしても、いままでのような鎖国経済でありますと、戦後しばらくの鎖国的な姿をとっておりますと、世界の国々から見て、その経済的

も、何とかな生きていけたわけでありますが、今日のように貿易自由化というものがどんどん進行されてきて、もうすでに八九%だということになりますと、やはり日本の大企業、中小企業、あるいは小規模企業、ひっくり回って世界の経済市場にほうり出された形に相なりたします。そこでやはり何といても何とかな立っていかれる企業をつくることにしようと思つてゐる。

業構造の中で、大企業は大企業らしく、中小企業は中小企業らしく生き、中小企業は中小企業らしく生きていける道、またあるいは小企業と申しますか、あるいは社会党さんの言われるように勤労企業者と申しますか、あるいはわれわれが常に申します生業と申しますか、こういう形のいろいろな階層が、それぞれのおのの適当な立場でいきたい、そしてそういうふうにいけるためには、どうしてもの基本法という法律をつくっていただくほうがいいんじゃないか、私どもはここのように考えておったのであります。

二、三割しかない国と、日本のように五、六割が中小企業者によって何とか産業構造の中でいろいろなものを受け持っておる国との差があるのではないか。そこで、二重構造であるか三重構造であるか、私どもにはそういうふうな学問的なことはわからないのでありますが、とにかく生業に類する小規模企業、これらの生産性が非常に低い。大企業から比べて二六・七%、四分の一しかないという事実、そしてこれに

幾らか上がりましたが、やはりまだ五〇%、大企業から比べれば半分しかありません。いわゆる中小企業給与がもらえない。いわゆる中小企業でありますが、二、三百人のクラスの方でも生産性が七〇%くらい、賃金はようよう七五・六%。生産性と賃金とのアンバランスをとっている現状から見ますと、どうしても何とかこれを直していただかなければならぬ。これが、いろいろなところから、いろいろな

たところの格差の是正ということになるのではない。簡単に申せば、世界の市場で何とか生きていくために生産性の格差を是正すること、そしてその是正と同時に、餓く人の賃金の格差をできるだけ欧米各国並みに、そう差のないようにする。アメリカのように、大企業を一〇〇としますと、格差があまりまでも次の低いほうで七五％、二五％しか賃金に差がないようであります。生産性では、アメリカでは、御承知のように大企業といわず、高いものから低いものを比べますと八九％、一

対していたずらな保護を私どもはお願いするものではありませんが、何とか育成すること、指導すること、助成すること、これをぜひやっていただきたい。これらがこの基本法の中に盛り込まれてあるように私どもには見受けられるわけでございます。そこで、基本法の全体の考え方については私どもはそのように考えておるのだということをし上げるとともに、格差の問題もそのように素朴に考えて、何とか中小

企業経営者、三百三十万と称せられるこの経営者も生き、同時にこの企業の中に働いておられる千五、六百万といわれる方々、いわゆる勤労者の方々も、ともに何とかいまいのような極端な格差のないようになりたい。そうかと申して、この自由経済の時代に、生産性を無視してそれが達成できるとは思いませんので、何とかそういう意味から中小企業者の自力と同時に、適当な

大企業に近い生産性に近づき、同時に働く人々にも何とかできるだけ高い給与を差し上げたい、こんなように考え、それで基本法の成立を特に切望いたしておるものでございます。

こんな点から、私は、特にこの基本法の全体の中でちょっと薄いのはなないかと思われる点を一、二中し上げてみたいと思うのであります。と申しますのは、最近盛んに流通革命ということが出まして、東大の助教教授のお話であります、今後日本の百三十万と称せられる小売商は、その大部分が

対策という問題がちょっと薄いのではなからうか。もちろん載っておりますが、少し薄いというような感じがいたします。もちろん商店街に対する法律はできましたが、それに対してこういう点でもう少し考える余地があるので、はなからうかという点が、私どもは、この基本法全体を拝見して考えておるわけであります。

それからもう一つは、中小企業者に対して組織をさせるといふことは、

もちろん必要だと思ふのであります。こんな点から、団地か何かは適切な方法だろうと思ふのであります。けれども実は中小企業の実態の調査というものかやはり基本になるのではないかと、いうふうに考えますので、現に毎年最近、やっておられますが、この、実態調査、中小企業の実態がどうであるか、それからこれが毎年どう動いていくかという動態調査、この二つがや

もう一つは、中小企業者の一番弱いのは、つくることよりは、市場に対する予測あるいは将来に対する需要の予測、こういう問題が実は中小企業ではなかなかできませんでございます。御承知のように、アメリカあたりでは、こういう問題については、非常なたくさんさんの研究所なりあるいはそういうふうなものやりますものがございまして、ニールセンでやっているようなことがありまするが、とてもいまの日本

の中小企業ではこれらはできない。ましてや国のこれからのあり方がどう変わっていくか、その結果として中小企業の商工関係者がどうあらねばならぬいかというような問題については、なかなか中小企業の個々の業者もあるいは団体もとうてい力が及ぶものではございません。これらの点から、よく申します市場調査と申しまするか、マーケティング・リサーチというような問題、こういうふうな問題なりあるいは将来の需要予測、これらに對してもっと力を入れていただく方ができないものだろうか。なかなかこれはむずかしい問題ではありまするが、こういうふうなものが中小企業の実態の調査と、それが動いていく姿と、それから今後国がいろいろ需要供給、流通の面でどうなるだろうかという予測、同時に、日本の中と日本の外と両者の市場調査、こういう点について、は、こういうふうなものが、相当力を入れていただきますと、かなり伸びるのではなからうか、中小企業がこのようなことによって体質の改善がかなりできるんじゃないかというふうに私は見受けられますので、この点がどうも少し軽く見られていたのではなからうかというふうに考えておるわけでありま。

そこで、こういう点から、具体的な、特に中小企業の範圍の問題にちょっと触れてみたいと思うのであります。実は、商工会議所は、かねてから中小企業の資本金の範圍を一億円にというお願いをしておったのであります。いろいろの事情からむずかしいというので、五千万までは中小企業の範圍だというふうにお願いをし

ました。理由としては、先ほど伊東先生も触れられましたように、われわれが調べますと、三百人前後の製造業では、償却資産が平均いたしますと四千七、八百万、五千万近い姿を示しておるようでございます。こんな点から、ぜひ五千万の資本にしたいだかないと無理じゃなからうか。それから、御承知のように、戦前の株式会社は、御承知のように、戦前の株式会社の制限が二十万円というのがございまして、これが、これから見ても、どうも三百倍と見ても六千万、あるいは五百倍と見れば一億という姿も出てまいります。それから最近ちょっと問題になっております香港フラワーの問題、これは非常に零細企業だと思つて、これが、これも実はなぜ日本の造花というものが完全に香港に圧倒されて、輸出を全部向こうに持っていくか、日本の中でも国内需要さえも五、六千万最近輸入されておるのであります。したが、した理由は、この香港フラワーのプラスチックのあの花型が二十万円一型かかる。これをたくさん持たなければならぬ。そうかといつて、これは競争のものでありますから、これは組合がこの型を持つというわけにはまいりません。このようなことで、どうも金というものの姿がだいぶ違つてきているのではないか。五千万というものはたいへん多額のようにありまするが、しかしどうもいまの日本の実態から申すと、ちょっと考えさせられる額ではないか。私も機械工業でありますからなんでもありますが、機械工業の中のちょっと専門機械を買いたいと思つて、ワンセット三千万くらいでございます。一台で千五万くらいの機械はさらにござい。こんなふう

考えますと、どうもちょっとこの問題には問題があるのじゃないか。それからもう一つ、アメリカのSBAでございます。中小企業庁でございますが、これらの資金も目下SBAローンではたしか二十五万ドル貸していただけたらと思うのでありますが、これも九千万円を貸していただけたら、もちろんアメリカの中小企業と日本の中小企業は力も能力も違ひますが、それにしても、あちらも人数の上では二百五十人くらいというのが中小企業の一応の範圍になっておるようでありまして、こんな点からも、まあまあ現状では伊東先生の御指摘のとおり、あまり一ぺんに飛び上がることもどうかと思つて、なんであります。したが、少なくとも五千万にはしていただかないと困るのだというふうに私も考へております。ただし、そのために、いわゆる財政投資資金が、いろいろな形で流れるという心配は、業の上限にだけ流れるという心配は、実は私どももないんじゃないか。しかし、少なくともそのくらいまで中小企業の条件を上げていただくことが、目下のところ必要じゃないかというふうに考へておるものであります。

それから、私もかねて考へておりますことは、いろいろの中にも盛られておりますところの生産の分野、あるいは流通の問題にもからんでまいりますが、分野の問題でございます。これもやはり一応考へなければならませんが、ただ問題は、あくまでも非常になかなか問題をはらんでるんだ。下請代金遅延防止法という法律も出ておりますが、実際はあれを適用された例がほとんどござい。新聞

広告も出せるようになっておるのがないというの、結局どうもあれを適用していただきますと、その筋を通す意味ではたいへんありがたいのでありますが、実際は仕事をいただけない、下請の系列からはずされるということになりますので、ちょっと無理な点がある。簡単にいえば、あれは一種の道義立法で、大企業に對して道義的に反省していただくための法律であり、それはそれなりに効果があると思うのであります。なかなかいろいろな形で、中小企業と大企業というふうな形で分野の調整あるいは代金遅延の問題、その他はたいへんむずかしいのじゃないか。これがそうでないのかの問題であります。地方労働委員会あるいは中央労働委員会というふうな形であつて、調停ができるだろうと思つておりますが、たいへんむずかしい問題がひそんで、だだし、だからほうり出して、いゝと思つたので、何らかの形で、これらの点は大企業に對して反省と申しますか、求めていただく必要があるんじゃないか。どんな仕事でも、その需要がふえてくれば、大企業は取り込むというこの姿は、やはり是正を必要とする。このように考へておりますが、ただ具体的にしからばどうするかという、ネコに鈴をつけに行くの、たいへんむずかしいので、だれが鈴をつけるか、どういふ形をつけるか、たいへんむずかしいというふうに申し上げるより道がない。そして、こんな点から、私も、いままでの日本の中小企業の対策が、確かに政策的にもその内容的にもおくれしていることを事実として認めなければなら

ん。先ほどいろいろお話もございまして、本年度の中小企業の予算も百億をわずかにこえたぐらいで、まあまあ、どう見ても十分しているとは思われないのでありますが、だからしかり法律は法律として、われわれ中小企業者を指導、育成、助成していただく法律をつくっていただき、この法律の精神に従つて内容をできるだけ早く充実にしていただく、このようにお願いを私どもはいたしたい、かように考へておるのであります。

なお、投資会社その他は通りまして、まだ中小企業指導法案その他が残っておりますのでございます。信用保険法案あるいは協同組合法等たくさん残っておりますが、やはり私は、これらも、この中小企業基本法と、これらを含める法律でございまして、何とかできるだけの御努力をいたして、法律を至急御制定いただくようなほうに持っていくていただきたい。この点を特にお願ひをするものでござい。ありがとうございます。

○遠澤委員長 次に、全国中小企業団体中央会専務理事の稲川官雄君から御意見をお聞きすることにいたします。

○稲川参考人 全国中小企業団体中央会の専務理事の稲川でございます。中小企業基本法につきまして意見を申し上げたいと存じます。

まず第一に申し上げたいと存じますことは、この中小企業基本法は、ぜひとも今国会において成立をさせていただきますようにお願いを申し上げます。ということでございます。私ども中小企業基本法をつくる必要があるという

ことを決定いたしましたのは、昭和三十五年の広島における全国大会の際でございます。今日からすでに三年前からこれをお願いしておるわけでございます。その後私どもの団体におきましては、基本法の構想に關しまして特別の委員会を設置いたしまして、いろいろ案の内容を検討いたしまして、昭和三十六年八月にこれを発表してきたのでございますが、なぜ基本法がぜひとも必要であるか、なぜ早くこの国会において成立をお願いしたいかということ、私から申し上げるまでもないと思存しますが、まず第一には、大企業と中小企業との間に非常に大きな格差が存在してゐる。これは、日本の国民経済の発展の上におきましても、いわゆる均衡的な発展の上において非常な支障を生ずる。どうしてもこれを縮小あるいは解消していかなければならないというところでございます。大企業と中小企業との間におきましては、格差であるのか二重構造であるのかという問題もございまして、私は、単なる格差ではなくして、これは二重構造であるというふうに考えておるのでございまして、格差というものが、一時的な過渡的な現象であれば、それは格差でございますけれども、それは構造的な内容によって出てきたものでございしますから、これは二重構造といわなければなりませんし、この二重構造というところは、企画庁から発表されまして、この経済白書に明確に出ておることばでございますから、私は、二重構造によって格差が生じておる、それをどうしても解消していかなければならないという必要があると存するのでございます。ただこの格差の解消とい

うことは、大企業を抑えつけることによって格差を解消するというのではななくて、やはり中小企業のレベルを引き上げることにによって解消すべきものであるというふうに考えるわけでございます。第二の理由は、経済が非常に変動してまいります。その変動は、単に量的な変動ではなくて、質的な変動、言うならばそれは構造的な変動が起つておるわけで、この変動に合わせるために、どうしてもこの際中小企業対策の基本であるべきところの法律が必要である、こういう観点であります。それは私から申し上げるまでもないことだと存するわけでございます。こういう意味におきまして、今国会での成立をわれわれは熱望しておるのでございます。

第二点に申し上げますと存じます。これは、この基本法がどういう形において成立するかということでございますが、私も、政府案を中心にして成立を見たいというのを希望してゐるのでございます。政府案を中心として、ということばは、政府案というものが非常に完備したものである、申し分のないものであるという意味において申し上げておるのではないのでございします。特別委員会におきましてこういう問題をいろいろ検討したのでございしますが、その際に問題になりましたことは、基本法は画期的なものであり、よほど内容に思い切つたものを盛りなければなりませんので、そういう意味においては、むしろ議員提出のほうが適當であるという意見も相當に強かつたのでございます。しかしながら、い

る審議いたしました結果、こういう基本法というものは中小企業の憲法とも稱すべきものでありますし、またアメリカなどと違ひまして、臨時措置法とかそういうものは別といたしまして、やはり慣例としてこういう性格のものには政府案で提出されるということに從來なつておるという点、さらにまた、従来議員提出でありまして、施行の責任を持つておられますところの政府がどうも熱意が入らないということと言つた人があるのではありませんか、私もそれはそういうことではないと思存いたします。法律でありまして、以上は、議員提出であらうと政府提案であらうと、それは同じものでありますから、そういうことはもちろんあり得ないと思つておりますが、ただこういう法律を實際施行していきますのは政府でございますから、施行の責任を持つておられますところの政府で御提出になるといふことが、やはり案を成立させる上におきましても、今後施行の上におきましても適切ではないか、こういうふうに考えておる次第でございします。

第三に申し上げますことは、それでは政府案の内容についてはどうかというところでございします。先ほども申し上げましたように、私も政府案が申し分のない完璧なものであるとは考えておりません。むしろ、前の国会に提出されておりました自民党の案を含めまして、議員提出の案のほうが中小企業者の気持ちにマッチする点が多いというように考えるのであります。先ほど申し上げましたように、やはり政府案というものを中心にして成立をはかつていただきたいという結論になつておるわけでありまして、どういふ点で政府案について意見があるかと申しますと、内容がきつめて抽象的である、具体性に欠けておる、こういうことでございします。しかしながら、一面から考えますと、これは基本法といふものの性格から申しまして、ある程度抽象的になることはやむを得ない。私もいろいろ案を考えたのでございしますが、やはり抽象的にならざるを得ない点があるのでございまして、こういうような点につきましては、今後関連法規を十分に整備していただきますとともに、また行政の実施面において十分に勘案をしていただくということではないかと存するわけでございまして、この点をどういふふうに直さなければ、基本法として成立の価値がないといふふうには考えていないのでございします。よりよく改正していただくということについては異存はないのでございしますけれども、どうしてもこの点は、このようにしなければ、現在の政府案では成立の意味がないというように、私は考えていないのでございまして、問題は、むしろ今後の関連法と行政の方針にあるというふうに考えておるわけでございます。

第四点として申し上げます。これは、これはやはり今後の希望でございます。これは、これは中小企業の発展のためだけにではなくして、日本の国民経済の発展の上におきましても、この際基本法が成立しないということは非常なるマイナスであり、単に中小企業者の失望にとどまらないからであります。

最後に、再び今国会においてこの基本法がぜひとも成立することを願ひ申し上げます。それは中小企業の発展のためだけにではなくして、日本の国民経済の発展の上におきましても、この際基本法が成立しないということは非常なるマイナスであり、単に中小企業者の失望にとどまらないからであります。

たいへん簡単でございますけれども、以上意見を申し上げた次第でございます。

○達澤委員長 ありがとうございます。

次に、大森工場協会相談役の川端文夫君から御意見を聴取することにいたします。

○川端参考人 たいへん紹介をいただきました川端文夫でございます。私は民社党の立場からいろいろ検討いたしておるものでありますが、前提に申し上げたいことは、基本法を今国会において修正の上成立せしめていただきたいということ、まずもってお願いするものであります。そこで、当面、国会運営のことを考慮いたしまして、政府案を善意に見ながら、私の意見を申し述べてみたいと考えるのであります。

今日の近代国家といたしましては、民主的に考える場合においては、どうしても国民全体の均衡のとれた発展と安定というものが前提になければならぬと考えておるものであります。ところが、わが国の最近の経済の動向を見ますと、経済発展の過程においては、常に中小企業が発展の機軸として寄せをしようされて今日までまいっております。しかしながら、この基本法の提案に対して、政府は前文においてこの事実を明らかに認められておられることは、一応私は敬意を表さなければならぬ問題だろうと思えます。また同時に、経済の二重構造に対しては是正なくしてはという、この日本の経済の発展に対しても、政府はこの事実を認めておるということを、私どもは前提に考えたいのでございます。しかしながら

ら、今日日本の中小企業が置かれておる経済社会の地位におきましては、過当競争であり、大企業の圧迫であり、並びに常に経済政策の上において国家の施策の上に二義的に扱われてまいった、非常な不利の立場におつたことを認めていただきたいと思つております。いままでのように中小企業政策が、税制の上においても、金融の上においても、あるいは近代化の問題に対しても、ばらばらの施策であつてはならない。ばらばらの施策であり、するたに、一方に行なわれておつたように、先ほどから言われておつたような大企業に対する優遇処置のこの比較の上においては、実質的には中小企業の政策とうたいながら、常にさいの川原の積み重ねを繰り返している。経済効果といわゆる政策効果が非常に薄いものになってまいつておつたことをも認めていただきたいと思つております。

まず、今回政府及び民社、社会の三党案が、これらの現実的な事実を十分着目されて、これらの基本法のいろいろな問題を総合した意味においての基本法を成立さすという考え方を持たれたことに、まずもって敬意を表しておきたいと思ひます。

時間の関係もあるようでありますから、以下私は五点左右の問題に関して意見を申し述べて見たいと思つております。

第一点は、先ほどからもいろいろな参考意見が出されておりましたように、小規模企業あるいは零細企業の問題であります。日本の中小企業の大半は、私が言うまでもなく小規模企業者でありましょう。また中小企業の従業員の数からいきましても、大半は小

規模企業で働いておるのであります。したがって、基本法には、当然に主たる対象を小規模企業に置くということ、明確にされなければならぬと思ひます。ところが、政府の案を見ますと、第二条の中の中小企業の範囲、いわゆる定義では、中小企業者はいわゆる資本金五千万円という最大限を規定されているだけであつて、小規模企業者の問題に対しては非常に軽く扱われている点、これらの問題を考えますと、先ほどの参考意見で聞きなりましたように、現在政府の出され

ている基本法だけで見ますと、どうしても小規模企業者は常にあと回しにされる危険を感じるものであります。すでに法人格を持つておる大企業に近い企業が、おもに政策の恩恵を受けるに至るであろうことは、火を見るより明らかであると思ひます。したがって、基本法では、小規模企業を主たる対象として、近代化も立ちおくれておる、資本蓄積も労働条件もおくれておるのであるから、まずもって小規模企業に対する政策を基本法の中心に考えるという考え方を特つていただきたいことをお願いしておきたいと思ひます。

なるほど政府案は、第四章第二十三条の一条だけに小規模企業の条項がありますが、全体のごく一部にしか取り扱われておりません。私たちはこの点大きな不満があることを申し上げておきたいと存じます。したがっていまの範囲の中に小規模企業に対する重要なテーマを明らかにして列記しておいていただきたい。このことが、せっかく生き抜こうとしておる日本の中小企業、特に小規模企業者に対する将来生きるための軌道を敷いていただく画期的な

法案になるであろうことを、私たちは考えたいのであります。このことは、小規模企業者並びに単に企業者のみでなく、家族及び従業員全体の強い熱望であることも考えておいていただきたいと存じます。

第二点は金融の問題であります。これも多く言われておりますから、私は重複する点を省きますが、政府案は、第五章で金融の適正円滑化と企業資本の充実ということばをあげておられますが、今日やはり中小企業者が金融上において最も苦しんでおるものは何かといえ、一つは歩積金阿建ての問題であろうと思ひます。先ほどからお話がありましたが、下請関係において今日六カ月という手形が横行いたしておりますように、契約の道義が全く地に落ちてまいつております。この点については、金融政策全体の問題として当然措置されるべき問題であります。ようから、この基本法という名前だけでなく、これらの具体策に対し、打開策に対して、急いでこれを解決して

もらいたいことを指摘するのみにとめておきたいが、政府案は、何ゆゑに中小企業金融、資金の確保という問題を避けられるのか、これらの問題をどうして明記しないのかという疑点を明らかにしてもらいたいと存じます。今日、市中金融財政投資を合計しての貸し出し額は、大企業六〇に対して中小企業四〇であるということは、皆さん御存じのとおりであります。特に近代化に対する長期的設備金融面だけを取り上げてみますと、七対三を割つて、今日八対二に近くなつております。したがって、中小企業金融に、特に基本法の中に、小規模企業金融は何

より資金の絶対額をふやす考え方を生かしながら確保するということを、明らかにに入れていただきたいと思ひます。特に当面の問題といたしましては、政策金融を担当しておる国民金融公庫、中小企業金融公庫や商工中金の資金源を、少なくとも現在より倍増していただきたいことをお願いしておきたいと存じます。これは将来やるということではなく、ことしからやっていただかなければ、基本法というものの対してのありがたみが薄くなるということをもつけ加えておきます。この点は百のお説教よりも実行を特に強調しておきたいと思ひます。

第三点は、産業分野の確保に対していろいろの御議論のあるところでありますが、これを明確にしておいてもらいたいということでありま。中小企業基本法を貫く精神がやはり明らかにならなければ、本物にならないと思ひます。大企業の圧迫を排除するための基本法をつくるのだという考え方を、精神の根本にしたいだきたいと思ひます。政府案の第三章、事業活動の不利補正という規定のみで、大企業にいろいろ行なつておられる政府の助成策と比較した場合に、全くから念仏に終つてしまふおそれがあります。基本法に独立条項を明らかにして設けていただいて、国家の義務で中小企業と大企業との事業調整を行ない、大企業よりの圧迫を排除するという点を明確につけ加えていただきたいと思ひます。私

は一つの例として申し上げたいのは、最近販売機構のいろいろな問題の中に、代理店制度の発達が、販売機構の独占化という問題が、非常に著しい横暴をきわめつつある実例を申し上げた

と思います。たとえば電機製品メーカーをやっている会社、東芝とかナショナル、これらの会社が最近石油ストーブあるいは石油熱器まで売り出してあります。しかし、自分のところにつくっているのではありません。下請につくらしただけで、膨大な販売機構を利用したしまして——ナショナルは全国に二万五千店の代理店を持っておりまして、売り場から、一カ月に二個ずつ売っても五万個売れるわけでありまして、こういう自分の販売機構を利用したしまして、せつかく中小企業が開拓した分野を、いろいろこれをとぎして独占化していく傾向があります。さらに商業の部面においては、これも先ほど言われておりました大資本によるスーパーマーケットへの進出等を考えた場合に、やはり中小企業の働き場所を明らかにするということ、何としても基本法の精神に入れていただきたいと思ひます。この点は個々の企業の問題の具体例ではありませんが、経営全体にいかなる産業分野を保障するかの産業構造上の長期展望に立って、その発展と安定のためにきめていただきたいと思ひます。これすなわち、私は、新しい産業秩序確立の時期として、産業分野の確定、確保に特段の配慮をお願いしたいことを、特にお願ひしておきたいと存じます。

第四点は、中小企業の組織の問題であります。政府案は第三条で中小企業者の自主的努力を助長するとしておられますが、努力の主体は、自主的努力をするにしても、個々でやっては意味をなさぬのでありますから、やはり組織でなければなりません。その具体的

な組織の問題を明らかにされないと、単に組織化というかけ声だけでは意味がないと思ひます。その意味においては、私は、今日基本組織に協同組合があり、基本法の実施にあたっては、組織としては多くの不便が協同組合の中にあると思ひます。言うまでもなく協同組合は御存じのとおり同士の結合体であつて、加入脱退自由であります。したがって現在は非常に狭うなつてまいります。私は、業種別にあるいは地域別に単一の同業組合組織に切りかえることが、最もこの基本法を実施する面に効果があるだろうと思ひます。この同業組合を補完する意味において、これを補完する意味においての協同組合や企業組合の強化育成こそ大事であらうと思ひております。

第五点には、私は、労務、労働問題について施策を考えていただきたいと言ひたいのであります。政府案の第十条に労働に関する施策という条項がないわけではありませんが、中小企業の労働問題は、大企業の労働問題と若干性質が違つております。それには企業内における労使問題——労働者、資本家の問題以前の問題、むしろ企業の経営的、経済的弱さから生ずる悪い労働条件をいかに改善するかということが最も必要であらうと思ひます。私は、時間がないから一つの例を申し上げて、不公平を指摘しておきたいのであります。皆さんは、温泉地や保養地におかれて、寮と称する安い宿屋の乱立していることを御存じで、ごらんになつていただきたいと思います。健康保険組合の問題を一つ考えても、政府管掌健康保険組合と民間の健康保険組合との格

差、ここにも、大きなものと小さなものの、恵まれるものと恵まれないものの非常な不利益、不公平がまざまざとあるわけでありまして。この際、法のもとにおいてはすべてが平等で権利が受けられるという強い決意と、そのあたにかい施策を労働対策に講じていただきたいと思ひます。私は、その意味において、中小企業者の従業員のために、まずもって何をすべきかといへば、やはり福利厚生事業に関する関連法を一日も早く出していただきたい。中小企業は、最近需要供給の関係で、資金よりは福利施設が非常におくれているのでありますから、これの立法に対して熱意を示していただきたいと思ひます。

終わりに私が申し上げたいことは、今国会に政府と二党の案がせつかく提案されておりますから、できるだけ相手方の長所をさがしながら、小異を捨てて共通点を見出し、何とか中小企業者が喜ぶ、中小企業者のためになる基本法を成立させたいという前提をとつて、努力していただきたいと思ひます。御存じのように、貿易の自由化の大勢を前にして、中小企業の近代化、従業員的生活保障を考へない基本法は意味をなさなくなりますから、これは必要であると同時に、時間的にも急ぐという問題点であることを申し上げておきたいと思ひます。私は、政府、自

民党が、多くの業界から歓迎されております。今日民社党が出しておる案を十分取り入れられて、修正に際して基本法の成立に誠意と熱意を示していただきたいことを心から要請申し上げます。私の陳述を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○達澤委員長 次に、商工組合中央金庫理事長の北野重雄君から御意見を伺ひます。北野君。

○北野参考人 まず総論的なことを申し上げたいと思ひます。

日本の中小企業が国民経済の中で大きな比重と役割をになつておりますことは、多言を要しない次第でございます。しかしながら、一般的に申し上げて、中小企業は大企業に比べて生産性が低く、中小企業に従事する人たちの所得が大企業に従事する人たちに比べて、いわゆる企業間格差の是正問題が常に問題にされてきたのであります。ところが、最近になりまして、貿易の自由化あるいは技術革新などの進展によりまして、国民経済の需給構造が大きく変わつてきておりますし、さらにまたその上経済の高度成長によりまして、労働事情も著しく窮屈になつてきておりますので、従来中小企業をささえてきた基盤に大きな変化が生じてきておるのであります。このようなむづかしい事態に直面しております中小企業の問題を根本的に解決していくためには、どうしても今後の中小企業に對するいろいろな施策の基本的な方向づけをここであらためて打ち出す必要があるのではないかと思ひます。

従来中小企業に對するいろいろな施策は、相当多岐にわたつております。その施策の数なり種類の上では、決して貧弱なものとは思ひませんけれども、それらのいろいろな施策の有機的な総合性という面におきましては、やや欠けるうらみがあったのではないと思ひます。このようない意味で、今回今後における中小企業諸施

策の方向づけを行なう基本法が打ち出されましたことは、まことに時宜を得たものと思ひます。

ところで、政府提出の基本法案の基本的な姿勢の問題でございますが、一般的に申し上げて、従来の中小企業対策は、経済政策と社会政策とのけじめがはっきりしないうらみがあったのであります。その点は、今回提出されました政府の法案は、小規模事業に對する社会政策的な配慮を行ないながらも、基本的には中小企業問題を産業構造政策の一環として取り上げておられまして、経済合理性を基盤とした立場で打ち出されていることは妥当であらうと思ひます。ただ、ここで特に申し上げたいことは、現実には三百五十万といわれる膨大な数の中小企業者が存在しておりますだけに、これらの中小企業者のすべてを経済合理性のベースに引き上げていくということは、きわめて困難なことではないかと存じます。したがらぬ以上で、今後の具体的な施策を進めていく上で、経済合理性の面があまりに急激に打ち出されますと、その間にいろいろな摩擦あるいは混乱を生ずるのではないかと存じます。したがらぬ以上で、この点につきましても、運営上の配慮が特に必要ではないかと思ひます。

なお、基本法は今後における中小企業諸施策の基本的な方向づけを行なうものであり、言つてみれば中小企業のための憲法ともいふべきものである点からいたしまして、その内容が抽象的な形をとっていることはやむを得ないと存じます。しかしながら、要はその裏づけが問題になるのであります。今後具体的な施策を提出いたします

を考へる必要があるのではないかと思ふのであります。現行の事業協同組合は、相互扶助精神に基づき、その人の結合性というところに基礎を置いているのであります。経済背景の変化に伴ひ、いま一歩資本性を加味する考え方を打ち出して、共同事業を中心としたより結合性の強い組織というものを考へていく必要があるのではないかと思ふのであります。

最後に、中小企業金融問題につきまして申し上げたいのであります。

第一に申し上げたいことは、政府関係金融機関の機能の充実でございます。政府関係金融機関の機能を大別いたしますと、一つは量的な補充機能でございます。第二は政府施策の誘導機能であると思ふのであります。中小企業が慢性的な金融難に悩まされております。これは民間金融機関の制度上の問題とも関連するわけでございまして、いづれにいたしましても、採算的に劣っております小口の中小企業金融を、民間金融機関の金融だけで十分まかなっていくというところは、とうてい困難でございまして、ことに設備資金など民間金融になじみにくい長期の金融につきましても、もちろんでございまして、現在では、短期の金融につきましても、政府関係金融機関の量的補充の機能に待つところが大きいのでございまして、ことに景気変動に伴ひます金融逼迫時におきましては、民間金融のみによりまして中小企業に対する金融のしわ寄せ問題を解決することはきわめて困難であることは、前回の金融引き締め時の事例によりまして明らかでございます。しかも、どうもたびたび

繰り返される心配のございまして金融の引き締め、これが残念ながら中小企業者の設備近代化の意欲をそのたびにくじかせてきたのであります。こういう事実を考へますと、中小企業の格差是正をはかる上からいまして、政府関係金融機関の量的な補充機能の充実ということ、は、きわめて重要なことではないかと考へるのであります。

政府関係金融機関の第二の機能は、政府の諸施策を金融面から誘導する、いわば呼び水的な機能でございます。基本法にも盛り込まれております協業化、近代化などの施策を推進するための金融面における具体的な裏づけをいたしまして、政府関係金融機関の機能の充実をはきわめて重要であると思ひます。この場合特に問題となりましては、金利問題であると思ひます。現在進行しております金融正常化の一環として、金利水準は一般的には低下の傾向をたどるでございまして、うけれども、その場合におきましても、民間の金融市場におきましては、優良な企業と弱小な企業との間に金利面の格差がすでに相当出ておりました。しかもそれが今後ややもすればその格差が開いてくる心配さえあるものであります。しかしながら、協業化とか近代化といったような国家施策の誘導という役割を持つております金融につきましては、できるだけ低金利であることが望ましいのであります。またそうでないと思ふのであります。ところが、従来同じ政府施策の誘導を行なう金融につきましても、個別企業の近代化などを進めるための金融に比へまして、

組織化推進をはかる金融、言いかえればいわゆる組合金融のほうが金利が著しく割り高になつておるのであります。こうした点は、前にも一言申しましたように、従来の中小企業に対するいろいろな施策の間に、有機的な総合性を欠いてた一つの端的なあらわれではないかというふうにも考へる次第であります。今回基本法が打ち出されましたのを機会にいたしまして、このような政府施策の矛盾を是正していただくように、早急に財政措置を具体化していただきたいと考へる次第であります。最後に手前みそのお願いをいたしまして恐縮であります。何分よろしくお願いいたします。

○達澤委員長 意見の陳述の途中ではあります。時間がたつてしまつたので、暫時休憩いたします。午後一時四十分より再開いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時五十分開議

○達澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。中小企業基本法案等四法案について参考人の方から意見を引き続きお聞きすることになります。東京都信用保証協会理事の田山東虎君にお願いいたします。

○田山参考人 参考人の田山東虎でございます。私は戦前から中小企業を続けておるものであります。肩書きのうちに、信用協会の保証の審査に携わつております。その実態面、あるいは体験に基づいての本案に対する意見を申し述べたいと存じます。

まず政府案につきましては、総評的に、第一には本案の内容と国の予算との関係、関係法案との見合い、政府の機構の諸点から、基本法としては十分であると思はれます。これから口述をいたします。事柄などを御検討をいただきます。より充実したものを本会議で成立をさせまして、迅速下にあぐら中小企業に、今後の指標を明らかにするとともに、展望を与え、決意を促していただきたいと存じますのであります。

第二には、本案中格別に御留意をいたしたいと存じます。小規模の企業につきましても、配慮が不十分である。同時にまた、その配慮の規定もまた中小企業一般としてこれを取り扱われることに若干の不満があるのでござい

第三には、条文中に大企業よりの圧迫の害を認めておられますのに、全文を通じて、圧迫排除に積極性が乏しい。公平な第三者による調整規定の処理機関に関する規定の明記はぜひほしい。こういう点と分野の確保につきましても、同様にこれを規定をしなければならぬように思ふのであります。

第四につきましては、共同化組織に關しまして、これを強化促進するための条文の付加、あるいは関係法案を考慮してほしいという点でござい

以上第一項から四項を柱といたしまして、部分的にその理由を御説明申し上げまして、その中において日本社会党に關しまする案についての意見を口述することといたします。

第一項におきまして、国の予算に觸れまする点は、本案の性格というものを抽出する上におきまして必要であると思はれるからであります。すなわちお聞き取りをいただきたいと思ふのであります。近代化の促進や、あるいは資本の育成に關しまする政府の措置につきましても、生産性の向上、なにか二重構造の是正に画期的、効果的なものであると、私はこれを受け取つておるのであります。しかし、そのねらいとするところは、中規模の企業で特定の業種について政府が特別の援助を行なうとするものであります。ところで、今年度の中小企業関係の予算は、他の参考人の方からも触れたやうであります。たいへん少ないものであります。しかし、その大部分は、以上のような指摘された特殊のところに事実上は向けられるわけであります。このことは、特定の業種について、その企業の規模が政府の期待する域に達し、あるいはまたこれに近づきつつある少数特定の中規模事業への対策に重点を置かれることであつて、他方その資本あるいは設備が非力であるものに対してはこれを軽視するといふ、こういう結果にならうかと思ひます。政府案は、中小企業の定義では、資本を五千万円以下と規定をしておるのであります。このことは、本案の成立後その運営にあたりまして、前に申し上げるような重点と輕視につながるものであつては

ならないと存じます。すなわち、施策と受益につきましては、特定、不特定を問わず、均等公平でなければならぬ。この点を明らかにしますために、資本金五千万円と規定いたしました。政府は予算技術によりましてその区分を明らかにしていただくのがよいのではないかと、こういうように考えるのであります。なお、右の定義の中で商業サービスの資本は一千万円と定めておることに対しては、これはその額が少な過ぎるという見解でございます。今日流通機構の面は大きな変動期に遭遇をいたしておるのであります。その任務たるや依然として重要であります。これを一千万円とした根拠は、帰するところ、これは商業の実態の分析を誤った結果ではなからうかと心配をいたしておるのであります。私の体験と実際面はすべて東京都という範囲内のものであります。ゆえに、あるいは偏見と見られないでもないかもしれませんが、現に資本が一千万円をこえ、またはこれをこえようとする態勢にある数というものはかなりのものであります。それらの企業の実態というものは、まさしく中小企業の性格、内容であり、将来ともこの姿を脱し得ないものと判断されるのでございます。万が一千万円をこえ、これを制約される場合に、これらの人々は基本法による恩恵は受けられませんか、頼みとする融資にいたしても、市中金融機関内での暗い真夏の谷間に歩むことでありましょう。よって、商業サービスの資本金を三千万円と規定いたします。社会政策こそ、その実態を理解するものとして、この点は賛成であります。

次に、政府機構の点につきまして、中小企業省設置規定を設けております。社会政策に大いに賛成であり、すなわち予算の確保、内閣における中小企業面の発言力の強化の上から、ぜひこの実現に御努力をいたしたいのであります。事例をあげますと数限りがございますが、まず下請代金支払い遅延防止法が施行されたその実態を見ていただきたいのであります。政府がどのように中小企業偏重の方策をとろうとは申せ、当然本法に適用されるべきたくさんの方策があり、すに、大綱一匹の魚も捕え得ず、法はいたずらにその権威を失っている。業界は、この事実をもつて、これは公取の責任と見るものはございせん。中小企業全体の立場を擁護する内閣にその策なきを悲しんでおるといふ、これがほんとうの声であります。つけ加えますが、大企業の下請の支払い遅延、これはもう慢性化をいたす傾向となっておりまして、中金の理事長さんもおいでになっておりますが、中金の窓口はこれが姿を変えた長期の形となりまして、その件数、額割、さながら中金は大企業の外郭資本系に墮したという観すら呈しておるではございせんか。したがって、中小企業省の設置は、予算確保の拠点として必要であるばかりではございせん。右のような事例を含めまして、政府の中小企業への姿勢を正しくしていただくために必要であり、本案の成果を期待します上で特に必要かと存じます。

次に第二には、中小企業に関する、特に小規模企業に関する規定と、その地域規定、これらについての不満のあるところを指摘したいと存じます。政府案で第二十三条に資本の制約がございせんのは、この範疇にある数々が最も比重を重く占めていること。したがって法文適用に弾力性を持つとしようとする趣旨に解するのであります。しかしかりといたしますならば、資本も一応これを規定いたしまして、両建て適用が望ましいと考えるのでございせん。東京府は、中小企業対策の一環といたしまして、資本金百万円以下のものでございまして特別な金融制度を施しておりますことは御存じのとおりであります。小規模企業はすべての面で本法の対象の中核と見られますが、第三条第一項の施設規定だけでは私には不満であります。さらに労働対策、あるいは福祉対策等におきまして、社会的政策的見地からの施策をお考えいただきたいと存じます。別途といたしまして現行の税制を改めまして、徹底した税率引き下げを講ずべきものと存じます。なお、本項に当たると思われます社会政策による勤労事業者の定義は、大差がないように思われます。ただ社会政策につきましても、詳しくそれらの内容が明記され、しかも国や公共団体の義務規定なども設けられておるところを、私は評価をいたしたいと存じます。

第三には、紛争処理機関を規定することの必要な理由を申し上げたいと思っております。格差の是正を推進する場合に、実際のにも客観的にも社会的背景はこれを無視できないものと思われまふ。すなわちこの場合に、かりに下請の準備をめぐって、経済的合理性という企業基本理念と実情との間には誤差がありますから、当事者間の利害離反が紛争として生ずるのはふしぎではございせん。といって、下請における生産というものは毎日の生活にかかわるものであります。紛争によつて親企業からの発注がとまるといふことになりまふれば、下請の企業は破滅を招くわけでございせんから、閉鎖かしからず死かという窮地の場合も起こり得ることが予想されるのであります。もしこれをしも調整裁定を規定しないといふとしますならば、どのようにしてこの解決を求むればよいのか、教えていただきたいと思ふのであります。なお、商業の面につきまして処理機関の必要な事例はたくさんございせんが、これは省略させていただきます。かような点から、私は、この点につきましては社会政策に賛成でございます。

以上のような意見の説明を集約するにあたりまして、政府案並びに社会政策案あるに民主社会政策案は、その内容におきまして共通の広場がかなり見受けられるのでございまして、いま御指摘を申し上げましたる箇所や要望の事項等につきまして、とくと御考察を賜わりたいと存ずるのであります。最後に、わが国の中小企業は、政府案で強調をされる企業の努力は、これを指摘されるまでもございせん。ただそれを一本の柱として戦い抜いてきたところをございせん。大企業のごとき常に政府の豊かな援助によつて今日あるものではございせん。過重な税金に泣き、大企業と独占資本の重圧に耐え、これがために大多数のものは企業体質というものが著しくゆがめられたものになっておるのであります。すなわち営業利益の大半は営業外費用と

しての手形の割引料である、あるいは利子支払いの形におきましてあまりにも多くその利益を蚕食されておる、二重搾取をされておるといふ、この厳然たる事実であります。このような異常体質というものは、これをやはり鋭く分析することが必要であります。また矯正されなければなりません。ただし、中小企業基本法が目ざしておる格差の是正といふ、あるいはまた二重構造の解消といふも、その作業はこのあたりに暗礁があるのではないかと気がいたします。

○逄澤委員長 次に、全国商工連合会副会長の竹内敏策君より御意見を伺います。

○竹内参事人 ただいま御紹介いただきました私は全国商工連合会の副会長の竹内でございますが、新潟県の連合会の会長並びに単個の商工会の会長をやつておるのであります。これから申し上げることはあるいは非常に視野が狭いかもしれませんが、最低限に実際に苦しんでいる小規模の声をぜひ政府並びに先生方に聞いていただきたい、かように思うわけでございせん。現段階におきましては、ほんとうに政府並びに先生方がお考え以上に、われわれの仲間は苦しんでおるのでございせん。大資本の圧迫あるいはまたスパーあるいは農協その他いろいろな提案理由にもあつたと思うのですが、そういう面からいたしまして、先生方のお考え以上に苦しんでおるのでございせんから、ぜひとも一日も早くこういった法律並びに関係法案をつくつていただきます。これが真の叫びでございます。せつかくおつくりいただいても、われわれ仲間が死んだあとでいかに高

働業を与えていたとしても、これはほんとうに残念なことだと思います。それから、ぜひとも早くおつくり願いたい、こういうわけでございます。

第二点は、われわれの中小企業は、三百五十万の八九%が小規模でございますが、そのまた六〇%がわれわれ商工会の傘下の会員でございます。そこで、せっかとおつくりいただくこの基本法並びに関係法案が、ぜひともこの小規模に重点的につくられるようにお願いしたいのでございます。

そこで、私はこれから、特に小規模の立場から、一、二の意見を申し上げたいと思つてございます。

大政府の条文自体につきましてはわれわれは賛成でございますが、特に小規模対策が、基本法並びにその関連法案の中で、いかに位置づけられ、また整備され、国の助成政策と相まって方向づけられるかということについて、重大な関心を持つておるものがございます。

まず前文においても、私ども小規模事業者が、他の産業並びに勤労者とあらゆる面で均衡する生活水準の向上をはかることに積極的であつていただきたい、かように考えるものがございます。

次に、第三条の国の施策につきましては、いずれも当を得たこととございまして、われわれは大いに賛成しております。ただその中に災害救助に対する措置がございせんので、ぜひともこれを繰り込んでいただきた。毎年起こります風水害はもちろんのこと、昨年、新潟等におきましては、雪害対策等におきましても、はんとくに中小企業者の受けた被害と

いうものは、大にのぼつておるわけでございますので、これはぜひとも国の施策に考えていただきたいと思つてございまして、すでに前にできまして農業基本法等については、これがうたわれてあるわけでございますから、ぜひともわれわれの基本法につきましても、必要な資金あるいは税の減免等についての措置を繰り込んでいただきたい、かように思つてございまして。

次に、第十四条の商業及び十九条の事業活動の機会の適正を確保するといふうにありますが、従来はややもするとこの小売商業というふうなものが非常に軽視されておりますので、この件につきましては、全国商工会連合会としまして、小売商業振興法(仮称)の制定を政府並びに各政党に御要望申し上げてあるわけでございますが、基本法の中につきましても、ぜひこういうものをひとつ十分に取り込んでいただきた。いわゆる小売商に対する助成並びに指導というものの、あるいは金融税制上の措置というものの、これにきりとうたつていただきたいというふうに考えるわけでございます。

なお、十九条には、ただ単に必要な施策を講ずるにとりましても、これだけでははなはだ抽象的で、しかも微温的でありますので、少なくともこれらについては、その規制措置あるいは調整措置あるいは行政措置の整備等を強力に実施できるように、施策を打つていただきたと思つてございまして。

なお、二十三条には特に商工会は関係が最も深いのでございまして、商工会の組織等に関する法律の御趣旨をさらにここで生かし、経営改善普及事業をますます強化され、商工会関係の予算の大幅増額を要望したいのでございまして。経営改善普及事業の強化なくしては、小規模事業の改善発展はなかなか望み得ないと思つてございまして。また、実務商工会も運営してみますと、現行法においては一部に支障がありますので、いづれ一部の改正を要望したいと思つてございまして、これがこれらにつきましても、あとで御質問がありますればお答えさせていただきます。

二十四条の資金の融資の適正化でございますが、これは先ほど来各参考人の方からも御発言もあり、あるいはまた商工会の理事長さんからもお話がありました。何といつても政府三公庫の資金が、一番零細企業にはありがたいのでございまして、これには歩みだとかあるいはその他のものがございまして、直ちに借り入れられるわけでございまして。最もこの零細な業者が現在喜んでおりますのは、三公庫の中でおきますが、残念なことにはこの資金量ははなはだ少ないという点でございます。あるいは中小公庫あるいはまた商工会中金等にもございまして、従来は製造業者に重点がございましたので、今度小売商の店舗改造等につきましても、それと並行して大幅に重点的にひとつ願いたい、かように思つてございまして。しかし、政府の三公庫があれば万々事足りるというふうなことは決してございせんので、たとえば県庁の所在地に支店があるというふうなことで、遠隔の地域からなかなか僅少な金で一日を費やすとかあるいは一泊というふうなことができませんので、むしろ私はこれには大幅にやつていただくことがまず一つであります。それ以外に民間の中小企業専門の金融機関があるわけでございまして。たとえば信用金庫等があるわけでございまして、こういうものにひとつその連合会を通じまして政府の財政投融資が流れれば、地域の零細企業は身近な金融機関から非常に早く金が借りられる。たとえばいろいろ前文にもございまして、設備近代化の資金等についても、字句に書いてあります。自分の近くでしかも気やすく借りられるには、そういうものもひとつ別にお考えいただきたい、こういうふうな思つてございまして。同時に、これと並行して三公庫の代理所等もたくさんつくつていただきた。僻地の零細企業でも手軽に借りられるようにお願いしたい。それには、まず何とないまして、三公庫に対する大ワケがなければ、店舗だけふえましてはだめなわけでございまして。ぜひともそういうふうにお計らいをいただきまして、民間の組合員がつくった協同組合による信用組合等を大いに考え直していただきた。かように思つてございまして。なお、信用保証協会等につきましても、他の府県はわかりませんが、おおむね県庁の所在地のみ事務所がございまして、広い新潟県等につきましても、ほんとうになかなか利用しにくいというふうな面もありますので、こういうものは、何らかの方法で、ひとつ商工会であつせんので、あるいは代行のできるようなところまで持つていっていただきたら、なお一そ

う最低限の人は喜ぶのでなからうか、かように思つてございまして。

最後に、第二十八条に、中小企業政策審議会の設置等についてあります。従来のもものはいづれも最低限の最も数の多い人の代表が委員から抜けていられるように思つてございまして、今回の基本法はもちろんのこと、それに関連いたします法律等につきましても、こういう審議会が設けられる場合において、ぜひとも最も数の多い小規模事業者の代表、すなわち商工会等から代表を出していただきたと思つてございまして。

まことに簡単でございますが、小規模事業者の代表といたしまして、一言願ひをいたす次第でございます。御清聴ありがとうございます。

○達澤委員長 次、中小企業研究所所長の中島英信君から御意見をお聞きすることになります。

○中島参考人 私はただいま御指名をいただきました中島英信でございます。中小企業研究所の所長をございまして、日本中小企業政治連盟の相談役をいたしております。

いま中小企業者が非常に待望をしております。中小企業基本法につきましては、政府並びに与党である自民党におかれても、また社会党及び民社党の方におかれても、この制定に非常に熱意を持つておられて、非常に長い間におつた御研究が続けられて案をおつくりになったことについては、心から敬意を表するのであります。委員の皆さんも御専門の方がそろつていらして、中小企業問題には皆さまで非常に通じていらつていますので、あまり

長い前置きは必要でないと思存します。現在わが国の中小企業に与えられている基本的な課題は、二重構造あるいは企業間格差を解消して、中小企業の自立、安定、向上をはかることであり、また経済発展に即応して企業の近代化をはかり、生産性を向上させることであり、それらを通じて中小企業の従事者の生活水準を向上させるとともに、国民経済の健全な発展に資するということにあるかと思存します。そういう見地から、簡単に私の所感を申し述べさせていただきます。

最初、政府案について申し上げたいと思います。今回の中小企業基本法政府案を拝見しますと、中小企業に関する施策が総合的に体系化されておりまして、いろいろ新しい施策が盛り込まれております。現在の中小企業問題の一つの焦点を生産性等の格差にとらえて、これを物的生産性と価値生産性の両面にとらえて、各種の施策の系列をこれに対応してあるようであります。が、こういう考え方も私は十分にうなずけることと存じます。ただ、先ほどほかの参考人の方も言われたように、これで一〇〇％完ぺきであるかということ、それはなかなかそうはいかないかかと思うのであります。さらに十分なものにするためには、いろいろつけ加えられる必要の点も若干ございまして、なお多少問題なのは、この政府案というのは、中小企業の現状の分析というのはわりあい私の正確に確かにしておられると思うのでありますが、この施策の方向を立てるときに、若干のずれもあるんじゃないかという感じがいたしますのであります。

それで、第一の点は、この基本法の

中核になっているのは、この第三条の国の施策であるかと思ひます。つまり前文や政策目標にうたわれてきたいろいろな考え方というものがここに要約されて、その項目がはつきりと打ち出されておりました、これに従っているという具体的な施策が展開していくというところになっておりますから、その意味において一つの焦点がこの第三条の国の施策にあると思うのであります。が、この第三条第一項では設備の近代化をはじめ八つの項目が並んでおります。そこで問題は、私は第二項の一つあると思ひます。私はこの第二項というのは削除されたらよいのではないかと思ふのであります。もしどうしても思うのであれば、やはりここで私は二重構造の解消なりあるいは企業間格差の解消という文句をはっきり入れられる必要があるのではないかと思ふのであります。その削除をしただろうかかといふという意味は、この前文において、また第一条の政策の目標において、中小企業政策に対する基本的な考え方をはっきりと打ち出しておられます。ですから、この第三条でもう一度これを繰り返す必要といふのではないのではなからうかと思ふのであります。もしどうしてもこれは削除できないということになりますと、これは私かなり重要な意味を持つてくると思ふのであります。つまり、それは重複しているわけではないんだ、どうしてもこれはここにならなければならぬということになりますと、その意味というのは私はかならず大切な意味を持つてくると思ふのであります。と言ひますのは、ここで第二項は「前項の施策は、経済的社会的諸事情の変化を考慮して、産業構造の

高度化及び産業の国際競争力の強化を促進し、国民経済の均衡ある成長発展に資するように講ずるものとする。」とありますが、ここで中小企業施策の指導的な観念として、産業構造の高度化と産業の国際競争力の強化という二つを非常にはつきりと打ち出しておられます。私は、もちろんこれは、わが国の産業経済政策を考える場合に、当然重要な目標であると思います。今後日本の経済は、ますますこの産業構造を高度化していかなければなりませんし、現在のような貿易及び為替の自由化の状況のもとにおいて、日本の産業の国際競争力を強めるということは、非常に私は重要であると思います。ただ、中小企業政策を考える場合に、これだけでよいのかということが、私は問題になるかと思うのであります。つまりこれは重要な重点でありますけれども、これだけを強調するということになりますと、若干の危険性がある。少なくとも中小企業者をいろいろな不安におとしめるのではないかと思ふのです。産業構造の高度化及びその国際競争力の強化ということだけでは、これは、大企業、中企業、小企業全体を通じて産業政策の一つの方向でありますし、これだけをうたい出すなら、特に中小企業政策というものでなくともいいわけでありま。むしろこれは一般産業政策そのものである、むしろこの政策のいろいろな影響を受けてくるものが中小企業であるという意味において、こういう中小企業の立場から考えますならば、これに対応するものを考えるというところに、中小企業基本政策に要請されているものがあるのではないかと思うのであり

ます。これは決して抽象論ではないに、非常に私は現実的な問題ではないかと思ひます。と言ひますのは、関連法で中小企業投資育成株式会社法が出ておりますが、あれはどういう企業に投資をするかという場合に、やはりこれは自由化工業本位になるように承つております。軽工業なり商業、サービス業は当然除外されていく。もちろん軽工業の中には例外があります。また中小企業近代化促進法を取り上げてみましても、現在中小企業業種別臨時措置法によっていろいろな業種が指定されておりますけれども、これが全部指定されることにはならないようなふうに何つておりますが、こういう業種指定をする場合にも、この第三条の二項の原則というものは当然働いてくる。それは業種の選定をする場合に、何らか基準が必要であるということとはわかかすけれども、この第三条の二項がりますけれども、この第三条の二項が業種の選定をする場合にも働いていくことになります。したがって、どうしても重化学工業であるとか、あるいは軽工業の中でも、輸入防犯あるいは輸出の増進に関連のあるものは含まれてきますけれども、その他のものは取り残される。いわんや商業、サービス業において、ちや外に置かれるおそれがあるわけであります。こうなりますと、中小企業の大部分というものは、やや置き去りにされた形になり、あるいはやや軽く見られて、特定の産業ななり特定の業種が重要視されることになりはしないかと思ひます。これは中小企業対策の本旨という点から見て、若干問題があるように思ふのであります。きょう、どなたでしたか、参考人の方が、中小企業対策は秀才

教育だけではだめだというお話がありました。その点は私も実は同感でありまして、秀才教育も必要でありますけれども、ただ秀才教育だけではいけないのではないかと。むしろ秀才のほうは普通の一般的な産業政策を援用するだけでもこれは伸びていく。まして天才的企業になれば、放任しておいてもどんどんこれは大きくなっていくわけでありまして、この中小企業対策というものに要請する一番の根拠というものは、やはり大多数の中小企業の実情であり、これがどこにいくかということにあるのではないかと思うのであります。

以上で第一を終わりました、第二点として申し上げる点は、以上申し上げたこととちょっと関連しますけれども、そういうような点の出でくる一つの基礎として、この基本法の根底にある考え方であります。たびたび国民経済の成長発展という言葉が繰り返されております。私は今日国民経済の成長発展ということとは非常に大切であると思います。現在世界各国における経済政策の重要な理念とされておりますし、わが国においても当然経済の成長をはかっていくということは重要であります。ただ人間のからだでも、からだの大きいと背が高ければいいといふだけのものではなくて、体は小さくても、非常に頭がよくて、心臓その他内臓も強くて、筋肉も非常にしっかりとあります。これらは人間もあって、社会的にも非常に有用であると思うのではありませんが、ただそのスケールだけを問題にするわけにはいかない。からだの大きい、骨格がどうか、筋力の構がどうかであるとかということ

けを目標にするわけにはなかなかないか
ないと思います。特に中小企業の場合
においては、やはり公正な経済的な秩
序を要望しておるわけであり、ま
た個人の経済活動の自由というの
は、やはり中小企業の最も重要なところ
であると思ふのであります。アメリカの
中小企業政策の基本が自由企業政策に
あるわけであり、日本においても
も、やはり中小企業というの大部分
が個人企業であり、個人の経済活動の
自由というものは尊重されるというこ
とに基本が置かれなければならない。
さらに重要なことは、やはり経済政策
といふことも、その最高の目標というの
は、生活水準を高め、国民の福祉を
実現することであると私は思ふのであ
ります。そういう意味からいいますと、
経済政策の理念としては、そういうた
ものをあわせてとつたときに、初めて
健全な形になるのではないかと思ふの
であります。特に中小企業は、従事者
の総数からいって千八百万人をこえて
おりますし、家族を合わせれば、ある
意味で国民の半ばをこえていゝとい
う重要な人口の部分をおもておるの
であります。したがって、これらの生活
の福祉を実現するということは、国の
経済にとつても非常に重要なものであ
るというふうに考えます。その意味
で、第一条の政策の目標等も、この中
の最後に「中小企業の従事者の地位の
向上」という文句が入つておりまし
て、こういう点には非常にけっこうで
あると思ふます。しかし、できるなら
ば、この場合明確に中小企業の従事者
の所得及び生活水準の向上というよう
に、その内容をもう少しはっきりとな
さつたらいかであるかと存じます。

この点は、先ほどはかの参考人の方
も、竹内さんですか、おっしゃいまし
けれども、農業基本法あたりには、こ
ういふ点についてはかなりはつきり
と、農業従事者が他産業の従事者と均
衡する生活を営むことを目標として、
その地位の向上をはかるというふう
に、非常に明確にこういう観念が打ち
出されておりますけれども、中小企業
の場合においても同様にお考えになつ
てよろしいのではないかと存じます。

第三の点であります、これもいま
までいろいろの方がお述べになつたの
で、ごく簡単に触れますが、全体的な
感じとしてしまして、零細企業対策が不
十分であるかと存じます。現在中小企
業といふのは、一口に中小企業と言
いけれども、中小企業の範囲はだんだ
ん拡大していきまゝです、したがって、
その内部に中企業、小企業、零細企
業の質的な差が出てきておるというこ
とを見ることができまゝです。従業員を
二人使つておる零細企業と、従業員
三百人くらいを使つて年間十億の売
り上げをしておるような企業とは、こ
れはかなり質的に違つておる。した
がつて、こういう中小企業の内部にお
ける階層的な分化の現状に即してやは
り対策も立てられなければならぬとい
うことは、階層的な対策を必要とし
るのではないと思ひます。そういう
意味で、零細企業対策にもう少しきめ
のこまかさが必要に感じます。も
ちろんそういう点を考慮されて「小規
模企業」という章を特に設けられてお
りますので、考慮されておることはわ
かりますけれども、できるならばこれ
をもう少し内容に具体的なかまさが

あつてよいのではないと思ひます。
それから、第四点といつたしまして、
過当競争対策でございます。これは第
十七条に出ておりますが、この内容を
拝見しますと、中小企業団体法とい
うような組織法に規定されておる対策の
範囲に大体尽きておるようでありま
して、できるならば、この点について
もう一歩前進されてはいかかと思ひ
ます。たとえば企業登録制をしくと
か、最低価格制をしくとかいう問題が
あるかと思ひます。今日低賃金労働者
に対しては最低賃金制がありますが、
所得の少ない低所得の零細企業に対
しては、最低価格制といふことも考
えられるかと思ひます。きょう午前中
に出た石田参考人は、いま最低賃金
関係の会合に出ておられるわけですが、
私も実はそれへ出る予定だったので
すが、陳述が午後になったのでち
に残りましたけれども、おそらく最低
賃金制といふのは今後ますますその施
行が拡大し、強化されていくと思ひ
ます。こういう状況で零細企業がその立
場を守るには、やはりこれは最低価格
制といふたようなものを考える必要が
あるのではないかと思ひます。

裏づけるものとして、その行政的な処
理に当たる機関といふものがあつても
いいのではないかと。たとえば中政連
会の中には公正経済委員会というの
が提唱されておりますけれども、その
名称はともかく、公正経済委員会とい
うようなもので、中小企業を取り巻
くいろいろな不正な取引条件の是正、
あるいは大企業あるいはその他の
ものとの間の紛争の処理であるとか、
そういった問題がたくさんあります
ので、そういう点から見て、この項目
をさらに裏づけるものとして、その
行政機関を設置されたらよろしいの
ではないかと思ひます。

それから第六点は、下請及び系列化
の問題であります。この条文を拝見し
ますと、「下請取引の適正化」といふこ
とをあげられておりますけれども、企
業系列の問題に触れておられないので
あります。実際現在において、技術革新
あるいは流通革命あるいは消費革命等
によつて、中小企業の基盤は非常に動
揺してつたところがありますけれども、
こゝへ出てきておる大きな問題は、
やはり系列化の問題であると思ひま
す。この系列化に対する対策といふ
ものがはつきりと打ち出されてい
ない。もちろん機械工業のようなもの
における系列というものは、下請とい
うものになりますから、それはよい
と思ひますけれども、原料産業を
工場にした系列といふものもありま
す。特に現在では、この商業部面にお
いても、系列化の問題といふのは相
当大きな問題になつておると思ひ
ます。その意味において、ただ下請
取引、企業系列の適正化といふふう
に、系列化の問題を加へられてはい
かであるかと思ひます。

第七点であります、これはサービ
ス業の問題であります。商業につ
いては特に第十四条であります。こ
こに一章を設けられております。お
そらくサービス業はこれに入つてい
ることであるのかもしれないけれど
も、この文章をよく読んでみますと、
どうもサービス業といふのは入つて
いない感じが受け取れるのであり
ます。今日中小企業におけるサービ
ス業といふのも非常に大きな割合を
占めておりますので、もし商業に関
するものをここにあげれば、商業
及びサービス業とすると、何かの方
法においてサービス業を含むとい
ふことははつきりとされて、それ
に應ずる施策をお加へになつては
いかかと思ひます。

第八点であります、二十条に官公
需の問題が出ております。これも従
来のが国における中小企業施策の中
には出ていなかったものでありまし
て、こういうものが基本法に盛り
込まれたことは非常にけっこうと思
ひます。しかし、これもできるなら
ば、たとへば國等の受注機会を確保
するといふことだけではない、一定割
合以上を中小企業のために確保する
という趣意で、この一定割合とい
ふものを挿入されて、中小企業者
にも安心を與へられる、またいろ
んな施策を實際に講ぜられる場合
に、一つの考え方を明瞭に打ち出
されるということが必要ではないか
と思ひます。

実はその他いろいろ申し上げたい
こともございますけれども、時間の
関係もございますので、おまな
点だけを

拾ったわけでありすが、最後に政府案に關して一つ申し上げたいのは、中小企業政策審議会であります。これはいろいろな法案と関連して審議会がたたくさんで、現在日本にはないといふたぐさんの審議会があるかと思ひます。これはもちろん諮問機関としてある程度の役割りを果たしてありますし、重要であります。私は、中小企業政策の重要性という点から見て、これにかえて中小企業者の中から選ばれた代表者をもつて組織する中小企業經濟會議というものを設立して、これによつて中小企業政策に關するいろいろな討論をこで行なうようにしたらいいかと思ひます。ここにいらつしやる委員の先生方は、皆さう国会議員として非常に有能で、またよくその選挙民の意向を代表して活動されていらつしやるわけでありすが、中小企業者はまたこれに對して自分たちの實際の生活の中からいろいろな要望を持出すわけでありすが、その意味において、この中小企業經濟會議のような、これは一種の職能會議でありますけれども、消費者代表であるよりもこれは生産者代表であるし、個人代表であるよりもこれは組織代表になります。地域代表よりもこれは職域代表になりますけれども、こういうものを活用して、こういう職能會議的なものをつくりあげていくということ、今後科學的な、近代的な政治機構をつくりあげていくという面から見て、非常に重要性を持つと思ひますが、特に中小企業問題あるいは中小企業政策のように複雑な内容を持つ問題について、こういう會議を活用するということに非常に意味があるの

ではないかと存じておるわけでありすが、以上、政府案を主として申し上げましたけれども、時間の關係で社会党及び民社党の御案について十分に意見を申し上げることはできませんけれども、一言だけ申し上げますと、私は三案を拝見しまして、わりあいに共通点も多いのではないかとこのうふうに考えました。普通保守、革新という二つの政党的いろいろな對立の關係があらなるようでありすが、ただ中小企業政策に關しては、わりあいに同一の点も持つておられるような感じを持つたわけでありすが、

一、二感じた点を申し上げますと、組織の整備の問題を取り上げておられるのは、社会党、民社党両方でありすが、これは非常にけっこうだと思ひます。たとえば社会党の案と民社党の案というものは、かなり案の内容が違つておるようでありすが、ですから組織を整備するということは非常にけっこうでありすが、これは、理論的にも實際的にも、いろんな検討を必要とするのではないかとこのうふうに考えます。

それから、事業分野の確定であります。これも非常に中小企業界の要望というものは、事業分野の確定ということにかなり強く出ております。両案の案というものは、そういうものをお取り上げになつておられると思ひますが、これはおそらく中小企業者というのは、この二つのものに對しては相當に期待を持つておるかと思ひます。ただ率直に、これは私個人の意見であります。率直に申し上げて、やはり經濟というものは絶えず變化し、絶えず

發展しておるわけでありすが、中小企業を保護するということは、經濟的發展を停滯させ、阻害するものであつてはならないと思ひます。しかし、それはほつておいていいという意味ではないに、先ほど北野さんからお話がありましたけれども、大企業がその經濟的な合理性を無視して中小企業分野に進出するとか、あるいは經濟的な合理性を持つておつても、非常に急激に圧迫を中小企業に加えるならば、当然中小企業はその經營が倒れてくる。やはりそこに大きな社會的緊張を生ずるおそれもありますので、そういう意味からいいますと、これを放任しておくことはできない。その意味で調整が必要だと思ひます。これを處理するために調整的な機關が必要だ。この点で調整委員會の案が出ておりますが、この調整委員會の案には、私も、先ほど申し上げたような同じ趣旨でもつて、賛成をいたすわけでありすが、

その他、時間の關係でいろんなことを申し上げることはできませんけれども、私は政府及び自民党の方々のいろんな熱意と御努力に期待し、また社会党、民社党の方々のこの中小企業のために基本法の成立に非常に御活躍なさつておられますので、本国会において、中小企業者が希望するような、また國の經濟政策としても非常に合理性を持つておるような中小企業基本法が制定されること、非常に望ましいと思つておるものであります。

○遠藤委員長 次、日本生活協同組合連合會副會長の中林貞男君から御意見を伺います。

○中林参考人 私はただいま御紹介を受けました日本生活共同組合連合會の中林と申します。したがつて、私はこれまでの公述の方と違ひまして、消費者の立場から中小企業基本法など本日問題になつております四法案について、意見を述べさせていただきます。これまでの公述の方と違ひまして、消費者という立場で、しろうとのわけでございます。そしてまた生活協同組合と中小企業は、對立物のようにとく言われがちでございます。しかし、私は、決して中小企業と私たち生活協同組合の運動は、對立したり、敵對關係にあるものではないといふふうにと考へております。また、國民の一人として、私たちも、中小企業の振興ということについては、大きな関心を持つておるものでございます。ただ、私たちは、中小企業の問題と取り組む姿勢なり態度というものが、最も基本的な重要な問題であるのではないかとこのうふうに考へておるわけでございます。今日、政府から提案されておりますところの中小企業基本法が出てまいりましたところの背景というものを私たちが考へてみますと、それはやはり今日の日本經濟の高度成長、そして特に貿易、為替の自由化、その中におけるところの對外競争力の強化というふうな観点から、この法律が出てまいつてゐるのだと思ひますが、そういうふうな背景から出てきてゐるだけに、政府案の中小企業基本法は、何といつてもやはり中小企業の上層部に焦点が合はせてゐて、そしてやはり大資本を中心とするところの系列化の促進という色彩を非常に強く持つてゐるんじゃないか。

いか。これまでの参考人の方のお話の中にもありました。そういう印象を非常に強く受けるわけでございます。そしてまた、政府案においては、よく新聞などにも出ておりますが、それを通じての官僚統制というふうなことが非常に強いのではないかと。ことに中小企業基本法、その法律だけを見ますと、あまりはつきりしない点もいろいろあるわけでございますが、これに關連して出てまいりますところのいろいろの関連法案というふうなものを見ますと、内容的なねらいとして、非常にわれわれも教えられぬもの、また、重要なものを持つてゐながらも、その取り組む中において、非常に官僚統制のにおいが強いのではないかとこのうふうな印象を私たちは受けるのでござい

特に、消費者の立場からこの中小企業基本法というのを見てみました場合に、やはり私は、一つの問題点を指摘せざるを得ないのでござい。と申しますのは、いま、各方面において消費者行政ということなり、物価の問題、消費者の問題が、非常に大きく問題になつております。私も、政府のわけでございますが、そういう中において、今日、經濟の高度成長という中において、消費者行政なり消費者の問題がなおざりにされてゐる、ネグレクトされてゐることに、非常に大きな問題があるのではないかと。今日、物価問題がやましくなつてまいつておりますもの、やはりそういう政策の面におけるところの欠陥というところから、いろいろと問題がくもく出されてゐるのではないかと、そういうふうなことを

でございます。私は、小売り商団体の立場から、現在御審議中の中小企業基本法案について、二、三の意見を述べさせていただきます。

私もが一昨年以來主張、要望してまいりましたのは、実は小売り商業基本法でございました。なぜわれわれが単独立法として小売り商業基本法の制定を要望してまいりましたかと申しますと、同じく中小企業と申しまして、中小工業と中小商業とはむしろ共通の面も多々ございますけれども、質的に非常に違った著しい差はありますのでございます。そういう点を無視して、中小企業として一律にこれを律するということは、政策の面で非常な問題が起るんじゃないかと思ひました次第でございます。

まず、わが国の小売り商の実態につきましては、諸先生方はすでに御調査済みと思うのでございますが、昭和三十五年度の商業センサスによりますというと、わが国に百二十八万八千店の小売り商がある中で、常時従業員、すなわち店主、家族従業員、店員を含めまして一人から二人という、いわゆる生業形態の家族労働に依存しております零細小売り店が実に九十二万店、全体の七十一%を占めております。また、三人から四人という、これもほとんど零細小売り店でございますが、その数が二十五万店、それを合計しますと、わが国の小売り商の九〇・七%は、実は零細小売り商なのでございます。中小企業基本法は、いわゆる経済政策立法でございまして、弱者保護の社会政策立法ではないのだというふうに聞いておるのでございますが、わが小売り商に関する限りは、九〇・七%は経済

政策の線に沿いたい、いろいろな制約条件を持ってあります。小売り商が大部分なのでございます。そういう点から申しまして、私どもは、小売り商業の基本法というものを単独立法として制定していただきたいというふうな要望を実は持っておったのでございます。諸種の事情から、単独立法の成立は不可能である、もしもわれわれの主張の趣旨が新しく制定されます中小企業基本法の中に余すところなく盛り込まれるならば、あえて単独立法を固執するものではないという立場に立って、これを撤回したのでございます。私どもの考えます中小企業基本法の大きな柱は、一つは先ほど来公述人の皆さま方から御説明がございましたように、いわゆる二重構造の解消の問題が一つ、もう一つは、日本の高度成長に即座で得る中小企業の構造の高度化の問題であろうと思うのでございます。この二つの要諦が、中小企業基本法の二本の柱として絶対要請されるのではなからうかというふうに考える次第でございます。

ところで、わが国の小売り商問題についていろいろ分析検討いたしますと、そもそもわが国の小売り商が、今日のごとく、全く過剰零細性——その経営規模が単に零細であるばかりでなしに、生産性がきわめて低い。たとえて申しますと、小売り商の九〇・七%を占めております零細小売り商の生産性、すなわち、従事者一人当たりの年間売り上げ高を統計的に検討してみますと、小売り商全体で百二十五万円、一人から二人という超零細小売り店になりますと、常時従業者一人当たりの年間売り上げ高は、実に七十五万円でございます。

ます。ところが、百貨店のはうは、三十五年におきます百貨店の従業者一人当たりの売り上げ高を見ますと、四百七十七万円になっております。さらに、昭和三十七年度の百貨店の従業者一人当たりの年間売り上げ高は五百九十三万円、六大都市のごときは七百八十四万円、日本化繊協会の調査によりますと、日本のスーパーマーケットの生産性、すなわち従業者一人当たりの年間売り上げ高は、五百十三万円とっております。

ついででございますから、アメリカのスーパーマーケットの生産性を申し上げますと、日本にやってくるであろうと予想されたセーフウェイ・ストアズの従業員一人当たりの売り上げ高は五万六千ドルでございます。日本のお金に換算して二千四十八万円、こういうふうなぐあいでございます。全くその生産性が隔絶しておるのでございます。つまり一人から四人までの零細企業の生産性と、五人から二十九人までの中小小売り店の生産性、さらに三十人以上の大規模小売り店の生産性、この三段階において生産性の断層がはっきりとあるのでございます。こういういた生産性格差、日本の二重構造の底辺に群がっております小売り商のこのような状態がもたらされたそもそも原因は、一体どこにあったかというのがわれわれの重大関心事であるわけでございます。それはつまりわが国の小売り商が、いわゆる大企業の進出、並びに生協、購買会、あるいは農協等の進出によって、ますます狭隘化しつつある小売り市場の中で、わが小売り商部門が何らの制限もなしに開放されておったという点に、大きな問題があつたのではないかとこのように考えるわけでございます。

もう一つの点としてわれわれが指摘しておる点を申し上げますと、第二の点は、大規模小売り商と中小小売り商の資本構造に大きな差をつける経済的背景をいたしまして、わが国には制度的な資本集中機構が根強く形成されているということでございます。大企業と中小小売り商の間に見られる著しい生産性の格差は、一体どうして生まれたかといえますと、大企業のほうが、相対的に、一そう多くの割合の資本を独占的に調達することができた。したがって、高い資本集約度をもって近代化、大規模化ができるからにはかならないのでございます。わが国のように、企業資本の銀行依存度の高いところにおきましては、大企業と銀行資本との密接な結びつきこそ、大企業による独占的な資本の調達、高度の資本集中を可能にする最大の要因であらうと思ふのでございます。たとえば法人企業統計年報によりますと、日本の全産業のうち、短期借入れ金は、資本金一千万円以上の企業が、約六八・三%利用しております。そして資本金一千万円以下の中小企業は、三一・七%しか利用しておりません。資本金五千万円以上の企業をとってみても、五・六・七%を利用しておりますのでございます。それでは、長期借入れ金はどうか。資本金一千万円以上の企業が、八六・五%利用し、一千万円以下の中小企業は、一三・五%しか利用していません。これが法人企業統計の示す数字でございます。

いま宮城県仙台市におきましては、いわゆるスーパー旋風が起こっております。仙台市には、現在スーパーマーケットが三十五ほどございます。そこに昨年末、日本のSSDDSといわれまます、セルフサービス・ディスプレイ・デパートメント・ストアという、いわゆる遠藤屋というセルフサービスの割引百貨店が開店いたしました。そのすぐい隣売合戦を展開しております。そこへもってまいりまして、長崎屋という衣料スーパーチェーンが東二番町の丸栄という寄り合い百貨店を買収いたしました。そこにチェーンストアのなぐり込み作戦をかけたのであります。そこでたちまちにして仙台全市はスーパー旋風のあらしに巻き込まれて、大問題を惹き起しつつあるのでございます。その遠藤屋と大手商社の伊藤忠商事が直結いたしました。資本金の二〇%を提出し、非常の重役を送り、しかも市中銀行に対しては、二行に保証をするというような条件によって提携が成立いたしました。そうして東北六県に二十二カ所のSSDDSの建設を昭和四十一年までに終わる。そのSSDDSは、百貨店法規制すれすれの千四百八十平方メートルでございます。そして、所要資金が五十七億円、一スーパー当たりの建設費が一億五千万円というような数字が、日本経済新聞の四月二十日号にはっきり出ております。

われわれが中小企業基本法に期待いたしました、いわゆるいままでの小売り商政策というものは、環境是正対策に終始しておったが、降りかかってくる火の粉を押しつけるというふうな、そういううしろ向き姿勢ではだめなんだ、積極的にスーパーと対決できる、あるいは百貨店と対決できる小売

り商業の確立こそが、そういう前向きな政策こそが、今後の中小企業基本法の柱でなければならぬというふうな観点から、実は中小企業の構造高度化という点にわれわれは非常に期待を持っております。幸いに今度の政府案にも、第三条四号にその点が盛り込まれました。しかし、その予算の裏づけをお聞きいたしますと、政府が一億四千万、県が一億四千万、二億八千万が無利子で借りられる。所要資金の半分が無利子で借りられるといったようなことで、いわゆる共同のスーパーを中小企業が団結して展開する、高効率の近代的な合理的な小売り企業に対する政府の積極的な施策であるというふうに理解したいのでございます。一億七千万円、SSDDSに対して伊藤忠商事は一億五千万円、五十七億円の巨額の金を動員いたしました。全日本に百個のSSDDSを建設しようとする計画を発表しております。こうした緊迫した情勢下にあつて、二億八千万円というような高度化資金で、はたして事態の解決ができるだろうか、私は、そういう点についていろいろ検討したのでございます。もちろん国民の税金をお借りするのでございますから、多額の借入れ金を期待することはできません。これがモデルとなり、呼び水となつて、中小企業間から起こります。そういう企業合同、共同スーパーの機運が推進されるならば、非常にわれわれは喜ばしいことだと思ふのでございますが、現実にはそういう問題が刻々とわれわれの面前に押し寄せてきている事実を考えますと、事は急を要すると思ひます。

また、日本の百貨店でございますが、百貨店の昭和三十七年度の衣料品売り上げ高は三千八百四十四億円に達しまして、三十七年度の百貨店をも含めまして全日本の衣料品売り店の総売り上げ高の三八%のマーケット・シェアを特つたのでございます。その小売り業におけるビッグ・ビジネスである京浜地区、京阪神地区の百貨店で、スーパーマーケットに關係を持たない百貨店は、一社もございません。三越だけが最後に残ったのであります。岩瀬社長がなくなりまして松田社長になりますと、傍系の二幸と三井農林が提携して、やはりスーパーマーケットに乗り出し、都内及び郊外に二カ所の土地を買収したと新聞は伝えております。こういうように大手商社、百貨店等の日本における巨大企業が、とうとうとして流通末端の主力経路となるであろうスーパーマーケット市場に向かつて押し寄せてきております。

日本の有名な学者、ベストセラーとなった流通革命論のある学者は、流通革命とは大資本によるチャネルの制覇であると言いつけております。中小企業が共同してやったら、スーパーは成功しない。なぜならば、中小企業はただ単に手が不足であるというだけではなしに、人材がいらない。ゼロは百加えてもゼロである、こういう極論を言っている学者もあるわけでありまして、もしも流通革命の新しい手として、いわゆる大資本によるチャネルの制覇、流通経路の制覇が、日本における流通革命だとするならば、現在御審議をいただいております中小企業基本法は、どんな意味を特つてでありましようか。そういう点を考えますとき

に、私は、一介の小売り商の団体の者でありまして、非常に視野が狭うございます。国家全体の機構、あるいはいろいろな法律技術的な問題はわかりません。しかし、現実われわれが当面しております緊迫した事態から考えますと、もしも中小企業の構造高度化を志向するのであれば、もっとも積極的なかまがえがあつてしかるべきじゃないかというふうに私は考えます。もちろん中小企業基本法のねらいは、いわゆる経済政策が重点でありますから、前向きな企業合同、さらに人材の養成という点にもっとも力を注いでくださいます。中小企業基本法が、現在窮乏しつづつある小売り商の実態に即応できますような目標を、ぜひ樹立していただきたい。

最後に、この関連法案として中小企業指導法が成立する見通しのように聞いております。中小企業には人材がない、経営スタッフがないということが中小企業の致命的な欠陥であるとするならば、ぜひこの法律も早急に御成立をいただきまして、われわれ中小企業が力を合わせてこの流通革命と対決でき得るように、何分御配慮をお願いしたいと思ひます。

○逢澤委員長 以上で、各参考人からの意見の陳述は終わりました。

○逢澤委員長 次に、委員からの質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。田中榮一君。

○田中榮一委員 午前中御質問を申し上げようと思つたのでございますが、いろいろの御都合で伊東さんと石田さんのお二人はお帰りになりましたので、やむを得ませんので、なお午後引

き續いて御開陳をいただきました参考人の方々にお伺いしたいと思ひます。ただやはり委員の側にも時間の制限がございますので、各位の方々に逐一お伺いしたいと思ふのであります。それができまじせんので、重点的にお伺いしたいと思ひますから、その点を御了承願ひたいと思ひます。

先ほど来、十人の方々の御意見をずっと伺つておつたのでございますが、十人の方々、ほとんど全部の方々が、中小企業基本法案というものは、現在中小企業の置かれたこの現状から見まして、このままの状態では中小企業は非常に不振に陥るおそれがある、経済の高度化並びに労働力の逼迫、そのほか貿易の自由化の問題等、あらゆる問題から考へて、この際、中小企業法の振興をはかるために、中小企業基本法を国会において、この政府案が、あるいはまた適当な長所を取り入れて、ぜひとも成立を希望するといふ非常に強い御意見を伺つたのでございまして、この点は、私もたいへん意を強くした次第であります。ただここでちょっとお断わり申し上げておきたいと存じますのは、ただいま政府案として中小企業基本法案が出ておりますが、実は昨年の国会におきまして、われわれ自由民主党におきまして、議員立法の形式で自由民主党案なるものが国会に提案されておりました。それが今度政府案が提出されたので、一応これを引つ込めたわけでありまして、おきまして、やはり社会党の案と同様に、相当具体的な案も含まれておつたのであります。したがって、法文も相当多くの法文が掲げられておつた

であります。しかしながら、いろいろ慎重に党として検討いたし、また政府の意向を十分にたしました結果、現在の政府案である三十三条、まことに縮まった法案でございまして、きわめて抽象的だといふ御批判もあつたやうであります。われわれといたしましては、大體政府案が妥当であるといふ確信を持ちまして、そして現在政府案を支持しておる次第でございまして、もちろんこの三十三条に縮めた政府案に対しましては、われわれは真剣に一條一條政府と問答いたしました。その結果、この三十三条の政府案でわれわれ自由民主党から議員立法で出しました案そのものが十分に運営できる、こういう確信を持ちましたので、実は議員立法で提案したものを引つ込めまして、政府案に賛成いたしました次第であります。

そこでまず稲川さんにとつてお伺いしたいと思ふのであります。稲川さんは、政府案はともなう経済合理主義の上に立つておつて、経済合理主義だけを通しておつて、社会政策的な事柄が含まれていないというお話でございまして、けれども、私は、この経済立法というものは、やはり経済合理主義を中心にして立法すべきものである。社会政策的立法というものは、別の観点から別の法律をもって規定すべきものじゃないかと考へておる。ただ本法案につきましましては、あなたの御指摘のように、若干社会政策的な見地からもういふ意向を含ませておるので、この点は了すべきである、こういう御意見が開陳されたのであります。が、あなたのお説といたしましては、経済立法

というもののの中にも、やはり社会政策的立法の要素を含ましても差しつかえないという御見解でございまして、その点をひとつお伺ひしてみたいと思ひます。

○稲川参考人 ただいまの田中先生の御質問にお答え申し上げます。

私も、今回の中小企業基本法といふものは、純粋なる経済立法のみであるといふふうには考へていないのでございまして、中小企業を振興するためには、もちろん経済立法としての性格が中心でございまして、同時に社会政策的なものもこれに加味していただくことが必要である。政府案にありまじるところの経済的、社会的不利の補正ということが、大體それに該当するのではないかと、いふふうには考へておるのでございまして、その社会政策といふものはどういふものであるかといふことにつきましては、私もいろいろ詳しい具体案をつくつておりまして、岩瀬企業対策といふものを出しておりますので、詳しく御説明申し上げます。たとえば岩瀬企業に対しましては、損失補償制度をとつていただきました。また、あるいは中小企業の退職共済資金につきましては、もつと政府の助成を手厚くしていただきたくいふやうな点におきまして、社会政策を加味する余地は十分にあるし、それがもう少し今後の関連法規において盛り込まれていかなければならぬのではないかと、いふことを申し上げたわけでございます。

○田中(榮)委員 今度の中小企業基本法案の前文であります。この最後「ここに中小企業の進歩をき新たな

二二

みちを明らかにし、中小企業に関する政策の目標を示すため、こうなっております。そこで私は、もちろんこの政策の目標という中には、社会政策的の方向においては、たとえばこのあとにありまうとあり、福利施設を十分にやらなくてはならぬとか、そういうようなことは一応うたてておるわけです。しかしながら、この基本法の中に、社会政策的なそうしたこまかい、あるいは貸金制であるとか、あるいは厚生施設であるとか、そういうようなことを入れることは、全体の中小企業振興という点からいいますと、少しおかしくなるんじゃないか。やはりそれはそれとして別な法律をもってやるというのなら、私は話がわかるわけでありますが、この基本法の中に、いわゆるそうした社会政策的な、社会政策的なもの、さらには具体的に入れるようなことになると、少しウエートがそっちの方に重くなってしまつて、肝心の中小企業の進むべき道といふか、政策の目標といふものが、少しぼけてくるのではないかとわれわれ考えておりますが、その点いかがでしょうか。

○田中(榮)委員 それでは、北野重雄君にちょっと伺ひたいと思つたのでありますが、北野さんは、政府提案の中小企業基本法案というものは、やはり経済合理主義が少し強く打ち出されていっているような御意見でございます。この点につきましては、いま稲川さんからもお答えがございまして、たので大体わかつたのでありますが、基本法だから、抽象的になるのはやむを得ないが、関連法規を一日も早くつくつてもらへたならば、それで大体中小企業基本法としての効果を發揮できるだろうといふお話があつたのであります。私も、私も、基本法である以上は、やはりある一定の期間というものは、それを朝令暮改的に直さず、中小企業としての進むべき安全な道を示し、政策の目標を示す、いわゆる根本法規でありますので、この法規の中にあまり具体性を入れるということには——ことに経済現象といふものは常に流動して動くものでありますから、そうした動くところの経済現象に対処するためのいわゆる政策樹立の意味の法制につきましましては、関連法によってこれをひとつまかなくていいたらどうか。また、経済事情の変化に即応した体制をとるためには、関連法規に手をつけて、基本法規といふものは、あくまでその目標を掲げるいわゆる憲法であり、基本法である、こういう考え方でおるのであります。北野重雄さんは、どういふふうに思つていらっしゃるのか。

○北野重雄参考人 ただいま田中先生がお考えをお述べになりましたが、私もそのとおりだと思つたのであります。まあ憲法的な法律でございますから、絶対に流動いたします経済情勢に即して、この基本法を毎年毎年変えるというようなことはできないと思つたのであります。そういう経済情勢の推移を見ながら、今度は関連法のほうで、しかしそれもあるべく早くやつていただいで、もし関連法がその後の経済情勢の変動にそぐわなくなれば、すぐまたそれを改正していくというやうなことで、弾力性を持たしていただきたい。そういう意味から、基本法はある程度抽象的になるのはやむを得ないといふふうに考えます。

○田中(榮)委員 午前中開陳をされた伊東徳吉教授の御意見の中にもあつたのでございますが、田山東虎君の御陳述の中に、大企業と中小企業との間のいろいろな紛争を処理解決するために、紛争処理のための適當なる機関の設置が必要であるといふことを御開陳になったのであります。これにつきましまして、何か田山さんに具体的な構想等が、もし少しでも具体化されたものがあつたならば、ひとつお示しを願ひたいと思つたのでございますが、いかがでございますでしょうか。

○田山参考人 田中先生にお答えを申し上げます。格別これが具体的なものであるというわけではございませんで、ただ事例をあげまして、先ほどは下請と親会社との関係において、一つは社会的な背景、さらに先ほど御指摘がありましたように、企業についてはやはり経済的合理性に基づく企業理念、こういうものの間にやはりどうしても誤差があるから、争ひは起るのが当然なんだから、その紛争をどうして解決するかという場合に、やはりこれは公平な第三者によるそういう機関を設置することが必要なんだ。先ほど実は、私は工業関係のことについて必要だといふ事例をあげたのでありますが、もし時間が許しますならば、御案内のように、田中先生も私も、東京都石油業協同組合のそれぞれ関係顧問等もやつておりますし、数カ月前に起こりましたあの精製元売りとさらに小売商の関係、しかもその中に通商産業省も、あのように価格の問題で入つております。それにもかかわりませず、あのような全国的な混乱によりまして、販売業者がたいへんな迷惑をこうむつておることは先生が御存じのとおりでありまして、これは内容をお話し申し上げれば非常に専門的になりますから、先生がその事情をお知りになつておるといふ前提に立ちまして、やはり商業の面におきましても、あのような問題を調整裁定することが必要なんだ。そのために、私はやはり社会党のほうにおいて特に規定づけておるやうな、そういう規定といふものは、どうしてもこの基本法の中に盛り込まなければならぬ、こういう実は考え方をございします。

○達澤委員長 ちょっと質疑者に申し上げます。おきまします。稲川参考人は急いでおられますので、稲川参考人に対する質疑がございましたら、先にお願ひをいたしたいと思ひます。

○田中(榮)委員 それでは最後に中島英信君にちょっと伺ひたいと思ひます。

中島英信君は、第三條の第二項の規定に關しまして、これは第一項の中に逐条的にいろいろ事項が掲げられておる。そこで第二項の中に「前項の施策は、経済的社会的諸事情の変化を考慮して、産業構造の高度化及び産業の国際競争力の強化を促進し」云々と、この第二項のことは、これはむしろ繰り返す必要はないのではないかと、もしこれが重複してここに置くということに何かほかの意味があるといふことならば、ことに重大である、むしろこういうことによつて中小企業者に非常な脅威を与えるのではないかと、御説明だったのであります。私は、この規定は第二項の「前項の施策は、経済的社会的諸事情の変化を考慮して」ということに重点を置きまして、今後一応こうした条項については十分基本法の中に盛つて、そして政府としても助成すべきものは助成する。しかしながら、今後経済現象といふものは常に流動いたしますので、「経済的社会的諸事情の変化」といふものは当然起つてくるのでありますから、この変化を考慮して「産業構造の高度化及び産業の国際競争力の強化を促進し」云々と、こういうふうなうたつておるものと私は考えております。そこで、このことを「産業構造の高度化及び産業の国際競争力の強化を促進し」とうたいまして、私は、中小企業に對しては何ら脅威を与えるものではないと思つたのであります。それはなぜかと申しますと、すでにこの第九條には近代化をうたい、それから第十三條には共同化をうたい、第十五條には事業の転換を示しておるわけでありまして、それで実はだんだんこうした自由化が迫り、それから近代化がどんどん進み、それから労働力が逼迫してくると、いろいろの事情から中小企業としても転換を余儀なくされるものがあるのではないかと、その場合に、転換業と

いうことをこの規定の中にうたうことは、業者には非常に大きな不安を与えるのではないかと、いろいろな考え方もあったわけであります。しかしながら、よく考えてみますと、そういうことは、当然これはわれわれとしても予想し得ることであり、また将来起こり得ることでもあります。そのことをくさいものにはふたをするようなかつこうで、それを全然伏せてしまつて、転廃業のことも全然規定しないということ、これはむしろ中小企業のためによくないことである、そういう考え方から、すでにこの社会党の案の中にも、転業に対してはこういう措置を講ずるようになっておる。政府案の中にもそれが講じられておるわけですね。そういう規定までです。うたつておるのでありますから、私は、この産業構造の高度化、それから国際競争力の強化促進をうたつても、これは戦時統制経済下における転廃業と違ひまして、強制的に権力によって転廃業を命令するのでありませんし、そういう点から申しますと、私は中小企業には何ら不安、脅威を与えるものでなくして、むしろこれを置くことが、私は中小企業基本法案としては懇切丁寧である、かように考へておるのであります。あるいは私の誤解かも知れませんが、その点、ひとつお示し願ひたいと思うのであります。

○中島参考人 実は先ほど申し上げたことを繰り返すようなことになるかも知れませんが、削除してという意味は、第一条の「政策の目標」がございますね。これがはつきりあれば、これで第三条の「国の施策」の指導概念としては十分ではないかという意味なのです。むしろこれは、あることによつてどういふ問題が出るか。その点で産業構造の高度化とか、国際競争の強化ということは、日本の現在の産業政策として、私はやはり重要な目標であると思います。ですから、これは否定するわけではないのです。ただこれだけうたつた、反射的に出てくる問題があるのではないか。その意味は、こういう意味です。さつき申し上げたように、中小企業投資育成株式会社法でも、中小企業近代化促進法でも、この原理は私は働いていくから、対象がしぼられると思うのです。対象がしぼられるというところは、大部分の中小企業というものは取り残されるか、あるいはやや軽く見られて、特定の産業なり特定の業種にその施策が集中していくことになる。現在やはり中小企業の人たちはこの点に非常に不安を持っているというの、私は事実ではないかと思ふのです。その意味で申し上げたのであります。

転換の方は、私は御説に全然同感なのです。これはやはり中小企業の中にも、多少転換を必要とするものは、私はあると思います。ですから、その点については、はつきりと事業の転換をうたわれたという点については、むしろ私はこれは非常にいい、と言うよりも、必要である。どうしても転換しなければならぬときに、たとえば行田のたばならびというものは、日本の生活様式が変わっていくと、全部の企業がそのまゝ生きていくことができない。ばらばらになつて、あすどうやって食えるかわからぬというふうになつて転換していったのでは困るので、これにやはりある程度援助措置をされるというところは、いいと思いますね。その点は、いまおっしゃった点についても、全く同感でございます。

○田中(榮)委員 私の質問は、これで終了いたしました。

○達澤委員長 春日一幸君。

○春日委員 あなたは中央会の専務理事をされて、特にこの法案の中にうたつておられます協同組合の自主的組織、これはいかにあるべしと期待されておるか、この点について伺ひをいたしたいと思ひます。御承知のとおり、現行制度によりますと、中小企業の自主的組織は、環衛法によるもの、事業協同組合法によるもの、団体法によるもの、いろいろございまして、その機能と成果はさまざま特異性がありといへども、大体において同工異曲のものであると断ずることができると思ふのでございまして。したがひまして、中小企業諸団体の中には、やはりこの自主的組織というものについて、何らかの形で整備をしてほしいという要望がなければならぬと思ふのでございまして。われわれも、中小企業運動の指導者として、各地域においてそのような声をしばしば耳にいたすのであります。あなたは、やはり中央会の専務理事として、一個の組織論をお持ちになつておると思ふのでございしますが、現在のこういう幾つかの法律が錯綜する中において、各種の協同組織がある、これは煩瑣にたえない。わけて監督官庁において、指導の方針もいろいろ違つておるから……このような法律の錯綜や制度の重複、これが中小企業の自主的組織の健全なる発展を阻害する面が甚大ではないかと思ふのでございしますが、これに対するあな

たの御見解はいかがでありますか。

なお、あわせてお答えをいただきましたと思うのでありますが、わが民社党案によりますと、中小企業の基幹組織、これを新しく同業組合法、こういう制度を設けて、業種別、地域別の基幹組織を設けて、これに共同事業と調整事業が行なえるようにする。同時に、その補完組織といたしまして、現行のいろいろな事業協同組合でありますとか、その他の形のものをそれに集約をして、基幹組織と補完組織を合わせてこれを一本として、健全なる発展に資していききたい、こういうふうに考えておるのでありますが、これに対する稲川さんの御見解をお述べ願ひたいと思ひます。

○稲川参考人 春日先生の御質問にお答え申し上げたいと存じます。

御指摘がございましたように、現在組織に關する法律が非常に多岐にわたつておりますので、私どもは、やはりこの組織に關する法律はできるだけ一本に整備をするということが必要であるというふうに考えております。そういう意見もすでに出しておるわけでございますが、これは現在の政府案の基本法によりまして今後の整備をしていただけるもの、こういうふううに期待をいたしておるわけでございます。

なお、ついででございしますから申し上げますと、社会党のはうで出していただいたおりました組織に關する御意見は、まことに適切でございまして、私どもは、従来協同組合というものを中心にいたしまして、そうしていろいろ調整事業等が必要な場合には、特定の協同組合にその機能を与えていくということが、二重加入等を防ぐ上において適當であるという考えを持つておつたのでございしますけれども、しかし、その後のいろいろの実情から申しまして、どうもこの全体の広い地区をとりまして、全体の業界の発展をはかつてまいります現在の商工組合あるいは同業組合的な、そういうもの組織の方針と、同族的に五人でも十人でも集まりまして、共同経済行為をやります、そしてお互いのレベルを上げていくという協同組合的な組織とは、やはり性格が非常に違つておりますので、したがひまして、組織方針というものが、どうしても違わざるを得ない。したがひまして、二重加入という弊害が生じてまいりますけれども、これは割り切りまして、やはり二つの制度というものが、どうしても大きく分けて必要ではないかというふうな最近では考えを変えておるわけにございまして、その点におきましては、民社党でお出しになっておりますところの同業組合と協同組合、これはやはり二本が必要ではないか。ただし同業組合が、いま基幹とおっしゃいましたが、その補完作用をするという、協同組合がその補完作用をなくして、やはり両方の組織というものは、同じ重要性を持つて両立していくということが必要ではないか。ただ産地などにつきましては、そういう同業組合的なものと協同組合的なものとを二つ分けてつくるというところは、これは重複いたしませんし、その必要もございせんので、そういう点におきましては、同業組合を中心にしたままか、あるいは協同組合を中心にしたままか、あるい

いずれかを中心にしたしまして、両方の機能を一本でいくという制度が必要ではないか。しかし、これは産地とかあるいは特定の場合に限定されるのでありまして、一般論で申しますと、広い地区の、たとえば県単位をとりまして、広い範囲の業者を集めていく、調整的な、あるいは業界全体の発展をはかっていくところの同業組合的なもの、商工組合的なものと、それから同志的に経済行為をやりまして、レベルを高めていくところの協同組合というもの、二本建てが、やはり必要ではないかという考えを現在持っておる次第でございます。

○春日委員 さすがにわが党の案に対して相当の御理解をお持ちのようでございしますが、ただ、この基幹組織とその補完組織との関係は適当ではなくして、やはり両方とも並置並行的な形においてこれを運営せらるべきであるという御意見については、私は、それではいままでも大差ないではないかと思っております。お読みいただいたと思うのでありますが、同業組合は、言うならば団体法の例の調整組合的なものであって、一つの府県において一個これを認める、こういう方針であり、そこにおいて調整事業、共同事業を行なっていくのでございます。補完組織は、やはり同志的協同組合組織、これは五人でも七人でも、地域的に同志的にやっていくというのでございしますから、そういうようなものが基幹組織と並列に置かれては、これはまた運営というものがなされ得ないのでございます。それぞれの機能、機能というものが同じものであっては、これは意味をなさないのでございます。

しかし、この問題については、あなたもお急ぎのようでございます。いずれにしても、わが党の同業組合法を一本御検討をお願いしまして、適当な機会にあつたてて中央会としての御意見をひとつ御明示願えれば幸いと存じます。

お伺いをいたしましたのであります。御迷惑がかかってはいけませんから、この次にいたしましょう。

○達澤委員長 どうも御苦勞までございました。

次に、永井勝次郎君。

○永井委員 中小企業についての権威ある皆さま方から、いろいろ貴重な御意見を拝聴させていただきました。各参考人のお話を総合いたしますと、政府案よりは社会政策がより皆さま方の御希望するところの方向をとっておるといふ確信を深めた次第でございます。この点も、わが案を御理解いただきまして、ありがとうございます。申し上げる次第でございます。

そこで、三つの点について御意見を伺いたいと思っております。

第一点は、政府の中小企業基本法は何かピンぼけしているのではないかと、こういう点についてであります。御承知のように、中小企業といえども、日本の全産業の工業の面においても九・五%、あるいは商業、サービス等の分野におきましては九・六%、大企業といふのは〇・五%ないし〇・四%にすぎない、こういうふうな、大部分が中小企業が対象である。そしてその中小企業の中で、常時従業員が製造業の分野で十九人以下という零細な業態の階層が、数字をいまここに持っている

いのですが、八五%か八七%、ほとんどが零細だ。商業の関係では、九十何%が常時従業員九人以下という零細なものだ。そういうふうなことをいいますと、中小企業基本法というものの焦点は、ほとんど大部分を占めておる零細のところと合致する、これが、中小企業基本法というからには、その量、質、両面から見ても正しいとはいえない、か、こういうふうな考えのわけであり

ますが、その点はいかがでありますか。この点について北野さん、宗像さん、中島さん、田山さんから所見を伺いたいと思っております。そしてこの中小企業の中におきまして、たとえば資本金

一千万円から五千万円の間が、約一億円の間に二千万円弱である、こういうふうな、上のほうをだんだん伸ばしていきましても、その対象となるところは非常に少ない。大部分は先ほど申し

ました階層である。そういういたしますと、さらに中小企業基本法というものの焦点は、先ほど言った量、質大部分を占めておるところに焦点を合わせるべきものではないか、こういうふう

に御意見を伺いたい。

第二点は、事業分野の問題であります。こういう膨大な、そして非常に力関係が異なっている……

○達澤委員長 御発言中でございますが、永井君にちょっと……参考人にお尋ねになるのだから、あらかじめこれにこのことを聞きたいということを御明示を願いたいと思っております。

○永井委員 事業分野については田山さん、それから中島さんに御意見を伺いたいと思っております。

膨大ななにかあるのですから、それが一緒にやれるわけじゃありません。長い時間かかってやっていかなければならない。そうすると、一部は近代化して一部はおくれておるといふことになる、そこそこ弱肉強食が起る。先ほど来お話がありましたところ、に、中小企業の対象になるところは、こんなに膨大だ。そうすると、上のほうから大企業はどんどん下がってくる。下のほうからは副業的な、たとえば年金をもらって退職したというような人が、幾らかの年金で商売を始めるというように、どんどん下のほうから流れ込んでくる。上からと下からと中小企業基本法の対象となる階層が常に動揺して、そして一部を近代化したとすると、また近代化されない部分がどんどんあとからやってくる。こういうふうな無制限なノーブロード的な対象では、中小企業の諸対策というものの基礎が常に動いて、底なしの沼のような状態ではいけないじゃないか。そこでやはり事業分野をある程度確保いたしまして、そしてその中における施策の対象をきめて、その中から諸施策を進めていくのでなければ、常に動揺やまないと、何が何をやったかわからないという結果になるのではないかと。現実には、たばこにいたしまして、酒にいたしまして、これはやはりちゃんと販売元と販売のなにかがきまっておる。あるいはビールなり酒なり、こういうものの製造関係でも、ちゃんときまっておるといふふうな、そういうところから業態は安定しておるのでありますから、そういう一つの事業分野というものを確保しながら、乱雑になつていた従来の中小企業の内容を整備しな

がら、その中から近代化していく。そして一定の段階にいったら、その中でまた発展的にその事業分野を考えていってもよろしいのではないかと。段階的な一つの発展過程としてそういうものが必要ではないか、こう思うのであります。その点についていかがでありますか。

第三点は、格差是正、生産性の向上の問題であります……

○達澤委員長 永井先生に御相談申し上げますが、このくらいで一応回答してもらってはいかがですか。――まず前段につきまして北野参考人から……

○北野参考人 永井先生の第一点でございしますが、確かに中小企業と一言で申しましても、現実の姿といたしましては、小規模零細企業というものが非常に数が多いわけでありまして、そういう方々の立場も、十分考えなければならぬ。そういう点は、先ほど陳述のと

き申し上げましたように、基本法案自身におきまして、小規模事業者につきましては、特に社会政策的な配慮もする、という考えが出ておるわけです。ただ、私一個の考えでございますが、

中小企業基本法案をこうして打ち出します以上は、中小企業の中でも、中堅企業あるいは小企業あり、零細企業、この全部をやはり対象にして基本法としては組まなければならない。ただ関連法の中には、たとえば投資育成会社法のように、特に中堅企業と申しますか、あるいは中堅企業になり得る企業を対象にするというふうな特定な目標による法律もあろうと思ひますけれども、基本法自体としましては、やはり中小企業というものの全部に

ついでに基本的な考え方なり施策の方
向を示していただく、これが必要では
ないかと思ふのであります。

○達澤委員長 次に、宗像平八郎君。

○宗像参考人 永井先生の御指摘のよ
うに、小売商業に關する限りは、九
〇・七％は実は一人から四人の零細小
売り店でございます。したがって、そ
れがやはり小売り商の基本対策の対象
とならないというようなことは困り
ます。ただその九十二万店の超零細小
売り店、二十五万店の零細小売り店、
それと五人から二十九人までの中小小
売り店、これを同一同様に振興対策
を講ずるという点には、問題がござい
ます。逆に、中小企業基本法が経済政
策立法であるから、零細小売り店は、
社会政策立法の対象として関連法規で
これを処置する、対処するということよ
うな考え方には、賛成できないのでござ
います。その零細小売り店のうちに
も、近代化しようとしても近代化し得
ないいろいろの制約条件がございまし
て、そういった層がやはり相当あるの
でございます。もちろん近代化しよう
とする意欲もなし、近代化しようとし
てもし得る能力もない、そういう階層
に對しましては、やはり社会保障制度
を十分に考へながら、成長産業のほう
にその労働力を吸収する、そういうた
業種転換の方途も、これはやむを得な
いのでございしますが、そういう零細
小売り店の中にも、やはり小規模なが
ら、一つの社会的存在として使命を果
たしたいという意欲に燃えつつある小
売り店も、たくさんあるのでございま
す。そういう小売り店に對しましては、
やはり中小企業基本法において、近
代化しようとする意欲のある零細小売

店に對しては、十分なる政策の充実を
いたしまして、金融的にも、税制的に
も、あるいは規模拡大のための高度化
資金の投入等によりまして、近代化へ
の道を開くのが、やはり中小企業基本
法の使命じゃないかろうか、そういうふ
うに考えます。

○達澤委員長 次に、田山東虎君から
お答えを願います。

○田山参考人 分野の確保という点の
永井先生の質問に、私はごく具体的な例
で申し上げたいと思ふのであります。

実は新宿を中心としたしますあの辺
に、約三十数軒のくつ下の製造業者が
ございまして、いずれも非常に零細なも
のであります。しかし、その沿革
と申しますか、仕事を始めた年限とい
うものは、非常に古い歴史を持ってお
るということに、私数年ほど前に驚い
たのであります。ある方などは、先
祖から始まりまして、明治二十八年か
らこのくつ下の仕事が始まったのだ、連
綿として今日もまたその事業が続けら
れておるといふ、こういう実は仕事で
あります。けれども、終戦後、これも
また流通革命のいたすところか、御案
内のように、綿糸であるとか、あるいは
またナイロンの糸というようなもの
が、配給割り当て制度に変わってまい
りました。特に歓迎をされる原糸であ
るナイロンの糸に至りましては、さま
ざまな関係において、究極は通産省が
そのワケを押えておる。こういう形で
二、三の大手筋がその原糸のもとをつ
かんでおるといふ実態の中において、
一休東京都のこの小さな仕事を行なっ
ておるこういうくつ下界といふものは、
どういふ状況であつたかと申しま
すと、私は毎日そのころテレビに白ダ

イという、たしかあれば補助足袋でござ
いましたか、たいへんなスポンサー
で、非常に宣伝等を行なつてくつ下の
販売を進められたことは、御存じのと
おりであります。

もとのお話に戻りますが、私は、こう
いう古い歴史を持った零細なくつ下の
方々が、どういふ関係か、役所のほう
からその原糸の割り当てを受けること
ができない。どうすればこの原糸を、
高い価格ではなしに、中間くつ下の
価格でこれを仕入れることができる
か。そうすれば、われわれの企業とい
うものはきわめてスムーズに行なわれ
る、こういう角度から、いろいろ通産
省などにまいるまして知恵を借りまし
て、実は城西靴下工業協同組合という
ものを指導をいたしたのであります。

そういう関係から、当時やみ値で一ポ
ンド千二百円もいたしたるその原
糸は、ちょうど原価がたしか六百二十
円であつたかと思ひますが、その中間
くつ下の価格で原糸を仕入れて、
ともかくこの工業組合によりまして航
道化したといふ、実はこういう実例が
あるのであります。今日非常にメリ
ヤス関係におけるところの機械関係
は、たいへん発達をいたしました。が、
聞くところによりますと、日本におけ
るこういうメリヤスのくつ下の編み機
というものは、その生産が多いとか少
ないとか申しまして、やはり依然と
して一台一台の生産というものは、大
企業であらうと、あるいはこのような
零細な方であらうと、実はその能率に
は変わりはないわけでありまして、ど
こが違ふか。原糸は同じである。ただ
いろいろ新しい染色が施されたり、工夫
があるゆゑに、価格に非常に高低があ

る。ところが、先ほど申しましたあれ
ほど宣伝をいたしております白ダイ
の会社は、一体どのようなにして生産を
行なつたかと申しますと、実はこう
いう新術を初め、あるいはまた豊島等
にございまして、そういう小さい業者
のところからこの原糸を渡しまして、
それを適当に安い価格で仕切りまして、
自分のところへ持つてまいりまして、
そうしてこれをあのようになんか
しておつたというのが、現実でござい
ます。

この分野の確立というようなものに
つきましては、流通革命の今日におき
まして、実は正直にいつて、商業関係に
おいて分野を確立すべしという確信あ
るお答えをすることに実はまだちゅう
ちよするわけでありまして、ただい
まのような、だれが考えましても、こ
れは中小企業の明らかな分野であ
ると。ところが、それに対しては、た
えば、そういうものに對しては原糸
を一本ポンド千二百円で売る、自分のほ
うならばそれを六百二十円だ、こうい
う実は原糸の形において、この企業を
圧迫している。そうしてそれに乗り出
すといふ、こういうやり方を見た場合
において、どうしてもこの零細企業の
分野というものは、そういう大きい業
者によって蚕食されるべきではない。私
はこういう事例を身近に感じておりま
して、そのほかいろいろ事例等もある
かと思ひますが、ともかくもこうい
う分野というものは、広い産業界には
かなりあるように思ふのでありまし
て、ひとつ基本法でも制定され、分野
の確立というようなものが規定づけら
れた際には、どうかひとつこの問題を
国会等においても、この業種について

は、十分御検討をいただきたいと存じ
ます。

○達澤委員長 質疑をなさる方に申し
上げますが、質疑者がまだあと四名
おられますので、その点御勘案の上、
大体五時ごろまでには終了する予定で
ありますから、御質疑をお願い申し
上げます。

○中島参考人 永井先生の御質問にお
答えしますが、政府案はピンぽけじ
ないかというお話でございましたが、
私は、別にピンぽけだとは思つてい
ないわけですが。これは自民党の方たち
にも、中小企業問題に明るい方がおられ
ますし、政府のほうも、非常に有能な
スタッフを集めて案をつくられたと思
います。しいて言うならば、あまり優
秀過ぎた人たちが集まつたために、お
しろピンポが合い過ぎたかも知れぬ。
もうちょっとソフトフォーカスでもい
いとところがあつたといふことは、先
ほど申し上げたとおりであります。

第二の、零細企業が中小企業対策の
最も主要な対象になるのじゃないか、
この点は、私もそのように思ひます。
中小企業というときに、絶対的な中小
企業と、大企業との関係で相対的な中
小企業とがあると思ふのですが、その
意味から言ふと、中小企業政策とい
うのは、一貫して私は絶対的な中小企業
から目を離すわけにはいかないと考へ
るわけでありまして。

第三点で、範囲のものでございま
したが、この点はまたちょっと逆に考へ
ております。というのは、現在のよう
に経済が成長し、発展していくに従つ
て、大企業、巨大企業といふのは、ま
ずまず発展していきまふ。したがつ
て、それとの相対的な関係で、中小企業

問題というのは当然起きてくる。これは日本の場合を歴史的に見ても、世界各国の状況を見ても、すべて共通でありますし、各国の中小企業政策は、すべて中小企業に対する範囲を拡大してきていくというところは、そういうやりや経済発展の上から生ずる非常にはつきりとした根拠があるんだと思うのであります。したがって、今日のうちに、この自由化に対処し、あるいは国際的なブロック経済に対処して、日本の経済を進めていく場合に、この中堅企業政策というものは、やはり非常に重要になると考えるので、その点からいいますと、零細企業政策と並んで中小企業育成の政策を打ち出すということとそれ自体は、むしろ非常に必要になってきているかと考えるわけであります。その意味では、企業の範囲が広がることはやむを得ない。私は、むしろ資本金一億くらいまで必要だと思っております。その理由は、一つには、そういうふうな総体的に中小企業の範囲が拡大していつているというところが一つ、第二は、中小企業と大企業と分ける一つの目安というのは、資本の調達力にあると思うのですが、今日資本金一億円以上のものは、証券市場を利用して自己資本を調達することができませんけれども、それ以下のものはできない。この点ではつきりここに一つの線が引かれている。

もう一つは、従業員三百人にとりまして、これはやはり資本金一億円くらいになると思うのであります。今日従業員三、四十人のところで資本金三、四千万円というところは少なくないものであります。実際に今日の事業活動の実態を見た場合に、従業員三百人に

対応する資本金というものは、一億円ではないかと思ひます。この意味からいいますと、私は範囲が広がっても差しつかえない。もし原資が足らなければ、財政投融資にしろ、その他民間資金にしろ、中小企業に十分にこれを投入することを考えて、中小企業政策としてはやはり前進的であるほうがよいのではないかとこのように考えおられます。

○永井委員 最後に、生産性向上における格差是正の問題であります。この中小企業基本法によって格差是正ができるのだ、こういう方向をとられているわけでありまして、それならば、生産性向上のための設備投資などを見ますと、これは大企業のとこに集中投資されていて、中小企業の分野はほとんど三〇％以下だ。そういうところから見ても、このような状況なら、ますます格差は拡大していくだろう。それから中小企業の中で、設備投資の資金であります。中小企業のものが五千万円まで上がった。上のほうに上がって、それだけ貸し出しワケがふえてくるわけでありまして、それに比例して資金量が、政府の機関なり、あるいは商工中金なり、あるいは市中銀行における中小企業対象の資金ワケというものがふれていくならば、これは別な面ですが、そう大してふくれないうことになれば、上にいっただけ中小企業の中において集中融資されて、下のほうはさらに資金量が減ってくる、そういう関係になると思うのです。そういういたしますと、設備投資はますます困難になる、こういう関係で、格差是正に対する先行きの見通しとい

うものは、なかなか樂觀を許さない。そうして共同化ということになって、大きな施設を必要とする。それを商工中金でまかなうとすれば、口数を少なくして集中しなければ、それらの事柄が完成していかない。そうすると、セレクションして、少数にしぼって仕事を完成させる、こういうことになって、中小企業全般からみまして、ますます困難な条件が出る、こう思うのであります。でありますから、したがって、この中小企業のワケを上へ上げれば、それに比例して資金ワケがもっとふれていく。それから格差是正という本来的な中小企業の目的がなにあるのですが、それが裏づけになって、もつとどんどんふやしていくというところ、少なくとも政府機関及び商工中金、ことに共同化が促進される今日においては、商工中金の資金ワケが飛躍的に拡大されなければ、これはここで言ってみても格差是正はできない、逆になる、こう思うのであります。この点について北野さんのお考えをお伺いいたします。

○北野参考人 確かにたゞいま永井先生の言われたような心配が、多分にあるわけでございます。それだけに、てまえみそになって恐縮でございますが、特にわれわれのほうの資金源を拡大するように、もちろん私も自己調達資金もあるわけでございます。それから、そのほうをますます努力いたしておりますが、その足らないところは、できるだけ政府の財政資金で補っていただくという必要があると思うのであります。ただ、いま御指摘のようにな、とかく金融機関としては、力のあ

る大きなところに偏しがちなきらいがございます。商工中金といたしましては、特に政府関係の金融機関でもございまして、かねがねそれを非常に戒めておりまして、大口化を常に押えるように努力いたしております。できるだけ広く、また零細金融のほうに、全体のワケからみしてもよいに金が流れるように努力いたしております。なおまた、そういう比較的力のあるいわゆる中堅企業につきましては、かりに融資をいたします場合には、私どものほうはできるだけ少なくいたしまして、一般の民間金融機関、特に市中銀行のほうで主として見てもらって、そしてわれわれ組合金融の面で見なければならぬ面はそれを補っていく、こういう考えでやっております。でございます。したがって、御指摘の中小企業者の範囲を広げるといふ問題でございますけれども、私も、実は従来のように資本金が一千万円以下というのでは、あまりに小さ過ぎると思うのであります。大体何いいますと、従来は従業員規模というものを主としておったわけでありまして、そして従業員規模三百人以下という規模につきましては、資本金規模からいいますと大体五千万円をこえるわけでございます。従来も、そういう方々がかりに資本金が一千万円をこえておれば、たとえば中小公庫あたりでも融資いたします。従業員が三百人以下であれば、たとえば中小公庫あたりでも融資の対象になったわけでございます。それから、今度の基本法におきまして、万が一これが一千万円、かつ、三百人以下ということになりましたと、従来の対象であったものがはずれるものができるわけでありまして、そういう点からいいますと、私は、政府原案をまだ不十分

と思っております。商工中金といたしましては、特に政府関係の金融機関でもございまして、かねがねそれを非常に戒めておりまして、大口化を常に押えるように努力いたしております。できるだけ広く、また零細金融のほうに、全体のワケからみしてもよいに金が流れるように努力いたしております。なおまた、そういう比較的力のあるいわゆる中堅企業につきましては、かりに融資をいたします場合には、私どものほうはできるだけ少なくいたしまして、一般の民間金融機関、特に市中銀行のほうで主として見てもらって、そしてわれわれ組合金融の面で見なければならぬ面はそれを補っていく、こういう考えでやっております。でございます。したがって、御指摘の中小企業者の範囲を広げるといふ問題でございますけれども、私も、実は従来のように資本金が一千万円以下というのでは、あまりに小さ過ぎると思うのであります。大体何いいますと、従来は従業員規模というものを主としておったわけでありまして、そして従業員規模三百人以下という規模につきましては、資本金規模からいいますと大体五千万円をこえるわけでございます。従来も、そういう方々がかりに資本金が一千万円をこえておれば、たとえば中小公庫あたりでも融資いたします。従業員が三百人以下であれば、たとえば中小公庫あたりでも融資の対象になったわけでございます。それから、今度の基本法におきまして、万が一これが一千万円、かつ、三百人以下ということになりましたと、従来の対象であったものがはずれるものができるわけでありまして、そういう点からいいますと、私は、政府原案をまだ不十分

と思っております。商工中金といたしましては、特に政府関係の金融機関でもございまして、かねがねそれを非常に戒めておりまして、大口化を常に押えるように努力いたしております。できるだけ広く、また零細金融のほうに、全体のワケからみしてもよいに金が流れるように努力いたしております。なおまた、そういう比較的力のあるいわゆる中堅企業につきましては、かりに融資をいたします場合には、私どものほうはできるだけ少なくいたしまして、一般の民間金融機関、特に市中銀行のほうで主として見てもらって、そしてわれわれ組合金融の面で見なければならぬ面はそれを補っていく、こういう考えでやっております。でございます。したがって、御指摘の中小企業者の範囲を広げるといふ問題でございますけれども、私も、実は従来のように資本金が一千万円以下というのでは、あまりに小さ過ぎると思うのであります。大体何いいますと、従来は従業員規模というものを主としておったわけでありまして、そして従業員規模三百人以下という規模につきましては、資本金規模からいいますと大体五千万円をこえるわけでございます。従来も、そういう方々がかりに資本金が一千万円をこえておれば、たとえば中小公庫あたりでも融資いたします。従業員が三百人以下であれば、たとえば中小公庫あたりでも融資の対象になったわけでございます。それから、今度の基本法におきまして、万が一これが一千万円、かつ、三百人以下ということになりましたと、従来の対象であったものがはずれるものができるわけでありまして、そういう点からいいますと、私は、政府原案をまだ不十分

と思っております。商工中金といたしましては、特に政府関係の金融機関でもございまして、かねがねそれを非常に戒めておりまして、大口化を常に押えるように努力いたしております。できるだけ広く、また零細金融のほうに、全体のワケからみしてもよいに金が流れるように努力いたしております。なおまた、そういう比較的力のあるいわゆる中堅企業につきましては、かりに融資をいたします場合には、私どものほうはできるだけ少なくいたしまして、一般の民間金融機関、特に市中銀行のほうで主として見てもらって、そしてわれわれ組合金融の面で見なければならぬ面はそれを補っていく、こういう考えでやっております。でございます。したがって、御指摘の中小企業者の範囲を広げるといふ問題でございますけれども、私も、実は従来のように資本金が一千万円以下というのでは、あまりに小さ過ぎると思うのであります。大体何いいますと、従来は従業員規模というものを主としておったわけでありまして、そして従業員規模三百人以下という規模につきましては、資本金規模からいいますと大体五千万円をこえるわけでございます。従来も、そういう方々がかりに資本金が一千万円をこえておれば、たとえば中小公庫あたりでも融資いたします。従業員が三百人以下であれば、たとえば中小公庫あたりでも融資の対象になったわけでございます。それから、今度の基本法におきまして、万が一これが一千万円、かつ、三百人以下ということになりましたと、従来の対象であったものがはずれるものができるわけでありまして、そういう点からいいますと、私は、政府原案をまだ不十分

んな企業が、それぞれに競争をして生き抜くために努力をいたしておるわけでありますが、そこへ百貨店とかスーパーマーケットとか、こうした企業がどんどん進出してくる。そこで根本的な問題であります。これからの日本の企業が、この基本法なり関連法をつくって、いまの中小企業を何とかして生かしていくという方向で努力をすべきであるか、あるいは少しでもこうした企業を大型化していくということに方向を進めていくべきであるか、これからの施策の方針、方向をお伺いしたいと思ひます。

それから、それに関係いたしまして、先ほど事業の転換対策をぜひとも具体的にせよ、こういうお話がございました。事業の転換対策というものは、現在やっておる事業を転換して、他の業者と協業をしていくことを意味せられるのか、あるいは全然その業種から離れた方面に転換をしていく指導をせよという意味なのか、あるいは全然変わった仕事、いわゆる社会の要請する産業に転換をしていく方向に指導せよといわれるのか、この二点をお伺いしたいと思ひます。

○北野参考人 最初の御質問でございますが、この基本法にもその精神があらわれておりますが、やはり日本経済の全般の産業構造の高度化に伴ひまして、中小企業につきましても、いままで生産性が低いだけに、それぞれ業種、業態に応じましての生産適正規模というようなのを検討いたしました。それを何らかの方法で業界に示しまして、そして業界の自主的な努力、特に共同組織を利用しての適正生産規模に引き上げていくという業界の努

力、またそれを政府なり関係機関が助けるということ、大型化と一言に言いますが、それがその業種に依つての適正規模に持つていくということが、必要ではないかと思ひます。

それに関連いたしまして、現にありま中小の商工業をいまのままの姿で維持し、安定していくということは、どうしてできないかと思ひます。それができれば問題は非常に簡単でございます。すけれども、やはり経済の動きというものは、経済の合理性のつとりまして、どんどん変化をしていくわけでございます。それは生産面におきましても、流通面におきましても、その方向に向かっていかざるを得ないわけでございます。また、そうすること、日本の国民経済全体としての大きな発展になるわけでございますが、やはり小さな零細企業の方々も、できるだけその力を結集されて、いわゆる共同化等によりまして、その生産性を高められるように努力をしていただく、それを助成するという方向で考えていかなければならぬのじゃないかというふうに考えます。

第二に御質問のございました事業の転換につきましましては、具体的の場合によつていろいろ考えられると思ひます。従来やっておられた事業で、その製品の品種を転換するといふふうなことがやれる場合もございまして、たとえば機屋さんの場合に、いままで絹、人絹をやっておられたのが、化繊、合繊、特に合繊に転換した方がよいという場合もございまして、その場合に若干の設備の置きかえが必要になるという場合合

もございします。また場合によりましては、将来の需給関係から考えまして、残念ながら当然衰退していくような企業につきましましては、やはり思い切つた事業転換、場合によつては百八十度の転換も必要じゃないかと思ひますが、そういう場合にも、なるべくならば、その人たちがいままでやっておられた経緯なり、技術なり、あるいはまたその持つておられる設備が、若干なりとも有効に使えるという方向の業種なり製品を考へるということが、必要ではないかと思ひます。

また、場合によりましては、その企業者も、残念ながらその事業としてやっていたことがとうてい困難である、ことに生業的な零細企業には、そういう場合もございまして、その場合に、他の事業に転換をされるというふうな場合も、必要ではないかと思ひます。この転換対策につきましましては、いろいろきめこまかい政府の誘導なり助成の措置が必要と思ひます。ありまして、やはり国が、都道府県あるいは市町村、その他商工会議所、商工会、あるいは中小企業団体中央会といったような指導に当たられ、機関とよく連絡しまして、それぞれ地元地元におきまして、それぞれの業者が転換すべきいい方向を打ち出しまして、それがスムーズに転換できますような、いろんな金融その他の措置を講じていくことが必要だろう、かように考へております。

○達澤委員長 参考人の方々に申し上げますが、委員からの質疑も要領よく簡潔に申し上げるから、恐縮ですが、あります。答弁も要点的にお願ひいたしたいと存じます。

○浦野委員 それでは時間がありませんで、質問を田山さんと中島さんに一つずつお願いいたします。

最初に中島さんにお願ひいたします。最初、過当競争の問題から触れられまして、中島さんは登録制ということの中されまして、この登録制というところの意味を少し幅広くお願ひいたしたいと思ひます。

○中島参考人 登録制の問題は、過当競争のときに申し上げたのですが、登録制そのものは、もつといろいろな全般的な小、零細企業対策の一つの点になると考へておるわけです。企業登録制には二通りあるかと思ひますが、一つは純粹に登録するだけである。一つは営業制限の含みをもつてやる登録制とありますが、私の申し上げたのは前者のほうでありまして、純粹の登録制であります。今日、零細企業の中には、政府のいろいろな施策についてもほとんど何も知らないというのがある。またその意見を反映することができないところもある。したがって、政府がいろいろの施策をやつても、それがなかなか浸透しない場合もありますので、基本的には、そういう意味で登録制をやつて、これを一つの基礎にしまして、この基礎を明らかにすると同時に、この上に立つて企業基準制であるとか、あるいは零細企業の最低価格制等を考へる一つの基礎になるという意図において、過当競争対策の一環になるといふふうに考へたわけでありま

す。

○浦野委員 田山さんは下請企業の調整機関の問題で触れられましたが、この調整機関という問題は、社会党案にも民主党案にも相当強調されておるわけ

でございますが、私がいま聞き取りました田山さんの調整機関というものの置き方と、社会党、民主党案の考へておられることと、多少違ふような気がいたします。田山さんは、大企業と下請企業との関係の調整機関を申されたのですが、大企業と下請企業だけの調整機関の意味か、あるいは中小企業全般の調整機関の意味か、そのところをちょっとお伺ひいたしたいと思ひます。

○田山参考人 お答え申し上げます。実は、ちょうど田中榮一先生からも調整機関設置につきましての御質問がありました。これに申し上げたわけでございます。これもあながち大企業と下請との関係だけに起る問題ではございせん。商業関係の分野におきましても、調整を必要とされる、あるいはまた裁定を必要とされる。実はこれは同業関係におきましては、調整関係のものは商工組合のようなところでやるように政府のほうでは指導をしておりますけれども、実際面におきましては、その商工組合等で調整を行なうことのできないようなもの、しかもそれが業界等に及ぼす影響というものが非常に甚大だということが実は数々ありますので、特に大企業と下請との間にそういう問題が起こることのみを処理するということではございせん。

○久保田(豊)委員 時間がございませんで第一に北野さんにお伺ひしたいと思ひます。

いろいろ法律をつくることも大事であります。この法案の真の目的とする二重構造の解消なり、あるいは格差

是正をやるということは、結局最後は設備投資なり何なりの資金の問題が、一番重要な根幹をなすと思うのであります。ところで問題は、日本ではそういう意味で、いわゆる企業の資金といいますが、そういうものが非常に寡少なんです。それに大企業を中心として高度成長政策をやるから、一般国民的ないわゆる資金の蓄積というものを、銀行その他を通じて大企業に集約していく。したがって、中小企業には回らない。ですから、格差はいつまでたっても、開くことはあっても、少なくともこの間は、こういうことが今日の実情だと思ひます。これを根本的に改めるのには、いまの政權なりいまの経済制度では、なかなかできないことは明らかであります。そこで考えられることは、そういう設備資金関係に回し得る年間の資金というものを、国全体として各金融機関を通じて測定をして、そして政府が計画を立てて、これを大企業との業種にどういうふうにするか、あるいは中小企業の上級のものにどうするか、あるいは中小企業の零細企業のはうにはどう回すとかいうふうな、大きな資金の配分を円滑にやるということ以外にはないと思うのであります。しかも、それは法律で各民間金融機関を規制しようとしても、これは今日では規制はできないと思ひます。また規制をするような法律をつくるような今日の政治情勢ではない。そこで問題は、政府なり、政党内、あるいは金融機関なり、それぞれの各階層の代表なりが、そういうことを話し合つて、少なくとも各銀行の自主調整をどの程度責任を持ってやるかというところに帰するかと思ひるのであります。

すが、それが今日の限度であらうと考へるわけでありませう。一番温和な形でやるとすれば、それです。それ以外には、よほど大きな政治的なフリクションを覚悟で、力関係でとるということ以外にはなからうと思ひます。政府関係の三銀行の資金を増額するというのもあれですが、これもいまの段階で急速に倍にしろ、三倍にしろと言つてみたところで、いまの政治情勢なり金融情勢の中では困難ではないか。したがって、いまのような暫定方針というものが、やはり一番具体性を持つていないかと思ひます。もう一つは、そういう点の可能性はあるのか。もし可能性があるとすれば、具体的にはどういう構想でやたらいいかという点について、特に金融の専門家としての御意見を伺ひたい。

さらに、この点については中島さんも非常に御研究のようでありませう。でも、もし中小企業の立場から、こういう問題について何らかの対策があり得るとすれば、ひとつお示しをいただきたい、こう思ひます。

○北野参考人 実は、私、金融の仕事に携わつておりますが、いわばしろろろのような人間でございまして、たゞいま久保田先生から大へんむずかしい御質問をいただいたのでございませうが、仰せのとおり、いまの段階では、法律的に中小企業の設備投資に幾ら幾ら回せというわけにはなかなかいきませんと思ひますので、やはり行政指導といひますか、そういうことで、都市銀行、地方銀行も、大企業のはうにはかり資金を流すんでなしに、できるだけ中小企業の——しかも設備投資意欲は最近特に旺盛になつてきておりますから、貿易自由化を控えて国際競争力を増さなければならぬというので真剣になつておられるわけでもございませうから、いわゆる市中銀行も、できるだけその面に流していただくように考へてもらふということ、これはやはり政府のはうでいろいろ申し入れをなされれば、ある程度いくんじやないか。現に一昨年来の金融引き締めの際にも、政府当局からそういう申し入れがございまして、ある程度効果があつたと私思ひますのであります。そういうことで、できるだけ中小企業、特に設備近代化のための設備資金を豊かにするよう、各金融機関いづれも真剣に考へていただく。それからもう一つは、私どものほうの政府系の金融機関、現在三機関で、現に中小企業のはうに回つております設備資金の三割程度まかなつておられるわけでもございませう。まだまだ十分でございませうけれども、設備投資に関する限りは比較的シェアが大きいわけでありませうので、やはり財政資金をふやしていただくということも必要でございませう。それからやはり政府のほうで全体の設備投資のいろいろな見当をつけられます際に、率直に申しまして、十二業種とか、大きな企業の設備投資の必要資金の中し出は聞いておられるようでもございませうけれども、中小企業についての設備投資の需要といふものがなかなかつかみにくいという関係もございませうが、これは特に御努力願つて、ほんとうに必要な資金量がどのくらいになるかということも考へられまして、それは優先的にでも確保できるようなことを十分御配慮願ひたい、かように考へる次第であります。

○中島参考人 それじゃ、ごく簡単に回答いたします。

第一は、財源の問題であると思ひますが、現在の日本は、国民所得と通貨量という関係から見た場合に、国民総生産あるいは国民所得に対する通貨量というものは、私は比較的少ないと思ひます。この点では、これをふやすということが一つの問題であつて、やはりインフレーションを生じないような範囲内において、日銀の通貨供給の方式を變えるとかいうような問題もありません。それからもう一つは、その資金量の中においても、政府資金と民間資金の配分がアンバランスになつていゝんじやないかと思ひます。そういう点では是正するというような問題があるかと思ひます。

第二の計画的な問題ですが、これは自由経済を基調にして漸次一種の計画性を盛つていく方向はとられておりますが、今度の基本法では、計画ということばが出てきますが、これはやはり一つの避けがたい方向であると思ひます。現在中小企業金融公庫あたりで、中小企業の、ことに設備資金その他の資金の調査をやつておりますが、あつたものがだんだん積み重ねられていきますと、中小企業関係でも、この設備投資資金の予定というものは、だんだんとつかめるんじやないかと思ひます。

第三の配分の点でありますけれども、財政資金をどう使うかという場合に、やはり財政投融資の配分の問題は、現在の状況で中小企業への配分が少ないうんじやないかと思ひますが、これをふやすということだと思ひます。それから民間資金の場合には、こ

れはアメリカの金融関係の法律の中に、ステートによると、やはり大口金融規制の考へ方がしばしば出てくるようでありませうけれども、日本でも、戦後初期の時期に銀行法の改正なんかからんで、大口融資の規制の問題等が出ておつたと思ひますが、私はやはり依然として過大であると思ひます。一つは、やはり巨額な資金を特定の大企業だけにやるということについては、若干規制をする必要があると思ひますが、もう一つは、その他の部分で、中小企業の中でも各階層別の、これは民間機関に強制することは困難でありますけれども、行政指導その他によつて、資金の配分はやはり適正化していくという対策があるかと思ひます。最後に、これと関連して税制の問題があつて、中小企業の設備投資資金を外部資金だけにやらずに内部資金でやっていくというためには、やはり企業内における留保、社内留保でやる。それから減価償却等の資金を十分に設備投資に使う必要がある。そのためには、償却の期間を短くすることによつて減価償却の資金、内部資金をつくり出す、減税によつて企業の自己資金をつくり出すというふうな対策を、金融政策とあわせてとる必要があるのではないかと思ひます。

○久保田(豊)委員 中島さんにもう一点伺ひをいたしますが、いまの中小企業対策としてみまます場合に、工業においては下請関係の規制をどうするかということが、やはり現実問題としては一番大きな問題になつてくると思ひます。下請代金の支払遅延防止法の何だのつくつてみたけれども、これは全然使ひものにならぬ。な

せならぬかといいますが、こんなものでかりに紛争調停の機関をつくりまして、そこへ出せば注文を落とされてしまつて、オミットを食うというところ一番の問題がある。したがって、労働組合がたとえば争議をした場合に、争議をしたというのを理由に首にした場合においては、不当労働行為でもってあくまで首だけは確保する。同じように、下請が調停機関に出したからといって、下請の注文を取り消されることはない。もしそれを理由にして取り消した場合においては、親会社、親のほうに相当の損害賠償を出すという規定までいかなければ、この紛争調停機関なり何なりは生きてこないのだ。紛争調停機関をつくっても、おそれることに持ち出す人は、下請業者ではほとんどないということになるだろうと思ひます。この点について、今日の状況からはたしてそういう法制ができるかどうかということ、もう一つは、なおそれにかわるようないい方法があるかどうかということ、何といひますか、いま下請がほとんど野方図に従つておるといふことなんです。これに対して、何らかの筋を通す、そして下請企業者の自主的な立場を強化するような整理の方法は、必要ないのかどうか、こういう点はどういうようにお考えになるかという点が一点。

もう一点は、商業関係では、いまいろいろお話がありまして、中島さんとさらに宗像さんにもお聞きをしたいと思います。百貨店の問題は、どうやら不十分なが一応規制ができた。しかし、それを縫つて、いろいろの形においてやはり流通面にとんどん入ってきた、大資本がどんと中小企業、特に小売り業の領域を食つておるといふのが実情であります。こういう形とか、スーパーストアの問題、あるいはメーカーの直売形式、こういうものの系列、こういう問題がまたいろいろたくさんありますけれども、どういう方法か、なかなか画一には言えないと思うのであります。これをどう規制していくかということが、やはり政治の根本の問題であらうと思う。その場合に、大資本がそういう形で入ってくる分野の形の規制ということ、現実には今日のように単なるシェア拡大ということだけでなしに、技術革新に裏づけられた新商品なり、新製品なり、何なり裏づけられた流通過程の合理化——合理化というよりも、むしろ大資本の支配が強まっている中では、なかなかむずかしいのではないかと、これに對しては、やはり中小業者の対抗策というものを、政府がもつと思ひ切った徹底的なあれをやってみるほかない。しかし、いまの段階では、これに對する言ひすべき施策がほとんど何もないということが、問題であらうと思ひます。何かこういう点について、さっきお話の仙台の遠藤屋と伊藤忠の問題、私も読みましたけれども、たいへんな話だ、しかし、あれに對してどう対処する方法があるのかということですね。これをひとつ、何かお考えがあれば、聞かせていただきたい。

それから竹内さんに、同じ問題であります。特に零細な商業者の場合、商工会の場合は、要するにこういう大都會なり地方の中都市でなく、商工会議所のない町村関係はほとんど大部分であります。こういうところにおいては、この法案に示されたようなある程度のいわゆる近代化や合理化をやろうとしても、なかなかできないし、やってもあまり効果がないんですね、全体としては、いま商工会が診断や、それから店舗の改造やその他いろいろとやっておりますけれども、まあ私ども、そういうほんとうに零細な連中に會つて、町村関係の連中に會つて聞きますと、それだけやっても売り上げがふえない、こう言ふんですね。たとえば店舗の改造を、診断の結果、こうしたいといふので五十万円かけてやった。やっても二割くらいしかふえない。ほつておいても、一生懸命自分で飛んで歩けば一割は年々ふえていって、ところが金をかけてやっても、やっても二割ふえない。そしてまた、大きなものをつくつてもなかなか人は寄つてこない。つまり非常に市場が限定されておるわけです。しかも、その限定された市場が、付近の大都市のマーケット——デパートとかあるいは、いま言つたスーパーあたりで、いま御承知のとおり農村の兼業者が多いものですから、家族がほとんど全部町へ仕事に行つておるわけです。ですから、少しまとまつたものはすぐそつちから買つてくる。ですから、いままでのように、衣料関係では二キロが大体において、靴関係とか、あるいは食料品は五百メートルだとかいふても、これがそのまゝにいかないわけですね。こういうところにおけるいわゆる生業的な、ほんとうの零細な商業者に対するほんとうの国の施策というのは、私は、まあ減税の問題とそれから金融の点でないと案にしてやるということ以外はないと思ひますが、何かそういう点について……

いまの商工会系統の、やれ診断だ、指導だといふことばかり幾らやつたつて、効果がな——これが効果が全然ないことはありませんよ。ないが、しかし、少なくとも腹のふくめるような効果が出てこないというところが問題になると思ひますが、この点について、何かお考えがありましたら、お聞かせをいただきたい、こう思ひます。

○中島参考人 これもごく簡単に回答いたします。

最初の下請の問題ですが、確かにおっしゃることがあつて、親工場にやかましく言つてくると、じゃおまえのところに注文を出さないでやられると困るということがありまして、その点で、先ほど私が申し上げた公正経済委員会というふうなものをつくつた場合には、その委員会が自發的に調査する。特にそうして実際にその下請の企業に親工場からのそういう疎外の行為が起らないように考慮する必要があるのではないかと。

それから、それ以外に、御指摘のようにいろいろな問題があります。一つはやはり下請業者の自主的な対策もいふと思ひますが、これにやはり経営的な対策と、やや広い社会経済的な政策的な対策と、あるいは大企業で下請に對する支払いの悪いですが、これは基本的には、やはりいま大企業で下請に對する支払いは悪いですが、これはどうしても頼まなければならぬといふところは、やはり比較的にいいんですね。経営的な対策といふのは、やはり下請自体の體質の改善があるだろうと思ひます。もう一つは、そういった問題に對する共同対策も考えなければいかぬ。

第三点は、やはりそういった問題に、大企業、中小企業以外の第三者機関を置いてこういった問題の解決に協力する必要がある、こういった問題は、きょう慶応の伊東教授のお話にもありましたように、諸外国にほとんどその例を見ないような状況だろうと思ひます。こういったものに對しては、私は世論をやはり高めていくことが必要だろうと思ひます。最終的な問題としては、やはり経済の基盤自体がどういふ形になるかということが影響すると思ひますので、こういう対策がいいかと思ひます。

それから商業関係では、宗像さん等その他専門家がおりますから、私はもうごく簡単にしますが、ポイントが二つあると思ひます。スーパーマーケットとかあるのはSSDDSといふものが進出してくる一つの秘訣といふのは、いわゆるおとり販賣ですね。価格差別政策だと思ひます。アメリカの独禁法体系の一端に、御承知のようにロビンソン・パットマンといふのがあつたのですが、あれは差別価格政策に對する抑制する法律だと思ひます。ですから、これに對する法的規制の一つの方向といふのは、明らかに私はその方向にあると思ひます。自主的な対策としては、これはまあ宗像さんあたりからお話があるでしょうが、たとえばボランティア・チェーンストアとか、そういうふうな対策があり得るかと思ひます。

○宗像参考人 非常に大きな問題でございまして、短時間で答えられるかどうかわかりませんが、百貨店なりスーパーなんかが発展するといふのは、やはり百貨店形態、スーパー形

應そのものが、消費者を動員する力を持つて、あらゆる面で消費者の購買力を吸収し得る力を持つて、という面が、非常にあるわけでございす。したがって、これに対する対策は、みずから百貨店化し、百貨店のいわゆる顧客動員力というものを小売り商の組織の中に、あるいは経営の中に導入する、そういった寄り合い百貨店の方向、あるいは共同スーパーをつくって、みずからスーパーとして対決するという方向、正面作戦といひますか、そういう方向が基本的にあるわけでございす。ただ問題は、百貨店にいたしましても、いわゆる特売というものを通じて実は百貨店というものがあつただけの販路を持ったのでございまして、その特売というものが、いまスーパーマーケットのやっておりますロス・リダーというおとり商品作戦でございまして、いわゆる原価あるいは原価を割って売る物をおとりして、そして安く見せるといふスーパー商法があるわけでございす。そういうスーパー商法の中には、先ほども中島さんがおっしゃつたように、不正取引と見られる面が多々あるわけでございす。百貨店にしましても、スーパーにしましても、そういった百貨店の展開する不正取引、あるいはスーパーの展開する不正取引というものは、やはり法的に、あるいは行政指導によって規制していく措置、方向——これはアメリカにおきましても州法によってアンチ・チェーン・ローというものがあつますが、そういう法的な措置が必要であらうと思ひます。ただ問題は、やはり百貨店なりスーパーマーケットというものが、

合理的な、近代的な小売り機構として、十分社会的合理性を持つておるわけでありまして、それに経営的に対決する、ただ政治的に抑制するといふだけでなしに経営的にそれと対決するといふ前向きな姿勢が、必要だと思ひます。それには個々の力ではだめなので、いわゆる同志連鎖店運動、ボランタリー・グループ——アメリカにおきましても、チェーンストアの売り上げ高が、食料品については全体の四〇%を占めて、その他の商品でも、ボランタリー・グループの売り上げ高は四九%というように、逆にチェーンストアを追い越して、逆という実情もございす。また、西ドイツにおきましても、ボランタリー・グループというものが非常に発達しておりまして、たつた二つのボランタリー・チェーンが、食料品売り上げ高の五七%を占めてゐるという事実もあるわけでございす。そういうことは、同業者が団結することによつて、個々の店は狭くても、大経営の魅力によつて経営的に対決していく。しかも、その個々の単位が専門店化の方向をとりまして、そしてスーパーマーケットや百貨店のまねのできない専門店としての深い——所得水準が上昇し、消費水準が上昇するから、最低必要限度の生活品だけで消費者は生きてゐるのじゃありませんから、そういう面のハイファッションの高級専門店というふうな方向としても、いき得る道は十分にあるのじゃないか。要は、中小企業がそういった大規模化、共同化、連鎖店化すること、これが基本目標であつて、今度の基本法の中にも、私はその点が最重点に盛られておると

いうふうな理解しております。そういう面に対しては、金融的に大いにバックアップしていただきまして、そして中小企業の共同で展開するといふ百貨店化、連鎖店化の方向によつて、この問題の解決に近づいていくよりほかにないのじゃないかというふうに考へます。

○竹内参考人 お答えいたします。

確かに国全体から見ますと、いま先生のおっしゃつたような地域もあると思ひますが、まだ発足日が浅くて、従来から、任意でもいいから相当活発にやつてゐるところは、この法律制定とともに、三年の歩みで非常に効果を上げております。しかし、ところによりましては、法ができてからやつと商工会をつくつてゐるようなところは、非常におくれておりますので、全体を通じて、まだ商工会のレベルが同一でなく、したがつて、先生の見られる場所によつては、いろいろな御意見もあつますが、しかし、いままで何にもない、あるいはまた、すべて何か聞く、勉強するといふふうな機会もなかつたのが、これによつて全部、一日一日いろいろなことからあり方だとか、あるいはまたものの流れのあり方というふうな、世の中の動きというものも知つてまいりましたので、私のところは二十七年からやつてゐるわけですが、一人の店舗ではだめだといふことを全部自覚いたしました。やはり共同でやろう。しかも商工会にみんなが集まつて——私のほうは新潟市から四十

分ほどの距離しかないのですが、最近においては、五十万で、店舗改装とおっしゃいますけれども、それをやつて、土地の人が楽しめる、買ひものだ

けでなしに、見て楽しめるというふうな店舗がずっと並びました関係上、以前とは全く違つてきております。また、スーパー等に対しまして、いろいろの方法があるわけですが、全部のものを一つの店舗であんなに安くやれませんので、一店舗において二点、三点等については、いろいろな方法で従来の仕入れ先から特別目玉の商品を出してもらひまして、共同でチラシを入れました。一応お客が全部やれば、ほぼ金物屋さんには金物のバケツの安いのが出る、原価以下に出るというふうなことも最近やつておりますので、都市集中というものは、努力によつてある程度防げるのだ。御承知のように、消費人口はきまつておりますから、もちろんそこには限度がありますが、傍観しておるようなことではなしに、今度のこの商工会法によりましてその世話をやいてくれるといふふうな機構ができましたので、若々と戦果をあげてい

るような実情でございす。

なお、付言して申し上げますが、零細企業の一番要望するものは、安い金利で、歩留りもしいないで借りられる政府金融機関がほしいといふことです。わずかなのに金を積む、それがどうしても市中銀行ではうまくないので、自分たちの力をつつた金融機関、金庫でもよい、信用組合でもいい。私のほうはちやうど十年たつております。まず自分たち商工会でひとつ信用組合をつくらうといふことで、二十七年につくりまして、現在六億ちやつとになつております。これだけで第四、北越の支店にやや四億の預金ができまして、と同時に、他の一般金融機関のサービスが非常によくなります。ただ

お願いするでなしに、自分たちの力を結集しまして、金融機関も持つたほうがいいのではないかと。それには、どうしても政府のいろいろな施策が直ちに流れるように、代理業もやらしていただくことが一番いい。他の銀行は、それをたてにして聞かざるいろいろな条件を出しますけれども、自分たちのつくつた信用組合や金庫にはそういうことはあり得ないわけですから、こういうこともひとつ考へていただくことが必要ではなからうか。もう少しごしんぼういただければ、もうあと一年か二年のうちには相当の戦果があがるものと考えておりますので、なお一その大幅の助成を願つて、御期待に沿うようにやつてみたいと思つております。

○逢澤委員長 次に、春日一幸君。

二、三点について伺ひをいたしたいと思ふのであります。

それは、まず零細金融についてでございます。この基本法を全体として流れる集約的な政策目的は、やはり格差を解消するといふところにございす。そのためには、中小企業の中の比較的上位にありましますものは、これは生産性を向上せしめることをはかり、いわば近代化とか、合理化とか、高度化とかいふことがはかれるでございまして、しかし底辺にありましますところの零細なりわい業、これはやはり底上げをするといふことになると思ひます。底上げをするための具体策いかに、底上げすることになりましますと、結局は税金をまけて金融をつけるといふところに、当面政策が集約されると思ふのであります。そうすると、零細金融を政策的に強化をしなければならぬの

でございます。したがって、わが党案にはさまざまな具体策をうたつておりまして、そうしてこの各民間金融機関に対する貸し出しシエを法律で明文化すること等もありますが、特に政府関係金融機関について、中小企業の中でも特に零細企業に対する特別ワケを制定することをうたつておるのでございます。

そこで、北野さんにお伺いしたいのでありますが、はたして現行制度のもとにおいて、商工中金なりあるいはまた中小企業金融公庫、国民金融公庫のごときは、普通の最高額が五十万、特殊の場合は百万、法人の場合は百万、特殊の場合に二百万と、そのマキシマムについて法律上の制限がございまして、これは重点的に零細金融になると思ふのでありますが、ところが、商工中金と中小企業金融公庫については、そういう制約がございせん。あなた方は、やはり政府関係の金融機関という政策使命を別にになれておるといたしまして、やはり一個の金融機関としての性向を持たれておりますので、まず信用度の高きものから、貸し倒れの心配のないものからというところに、その貸し出しの重点が置かれると思ふのでございます。信用度の低きもの、担保力の少なきもの、貸し倒れの心配のあるもの、こういうものについてはやはり敬遠されるということとは、金融業務上当然の帰結と思ふのでございます。しかしながら、この中小企業基本法は、そのようなものに対して一個の政策上の補完措置を講じていきたいというのがねらいでございまして、中小企業の中でもなりわい業、零

細企業者に対する国家的資金が現実には与えられるような方途を講じなければならぬ形に相なると思ふのでございまして、そこでお伺いするのであります。そこで商工中金といたしましては、現行制度のもとにおいて、あなた方の自主的な単なる配意、こういう人たちに基本法ができたんだから、できるだけ金を貸すようにしようという単なる自主的な配意、国民金融公庫のように法律による制限ではなくして、単なるあなたの方の配意、これだけによつて、この政策の意図いたしておりますところの業務ですね、零細金融業務、こういうことを実施することができるとお考えになっておりますか。これは実情に照らしてありのままの御判断、たとえば全国にありますがあなたの方の窓口機関が、それぞれの零細金融の中し入れを受けまして、信用度も低く、担保力も少なく、しかも五万、七万、二十万というような借り入れ申し込みに対して、基本法がここにありんだから、この国家宣言に基づいて、御証を政府が買つておるから、われわれは協力しなければならぬという自覚の上に立つて、この政策目的が円滑に実施されるという確信をお持ち願えるのであるかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○北野参考人 商工中金の関係だけを申し上げますと、私も、いままでできるだけ零細金融には努力いたしたいということ、一つの方法といたしましては、小口多数転貸ということ、組合を中心にして、一組合員二十万ないし五十万というようなものは、できるだけ簡素な手続で、組合自体、あるいは組合の役員を信頼し

てやるという方向をとつておるわけでありまして。それ以外には、信用組合も二百数十が私どもの代理店になっておりますので、私どもの店舗が少ない欠点をそれによって補ひまして、信用協同組合にできるだけ代理貸しの形、あるいは固有資金の貸し付けの形でやっていた。そうしてなお現在の段階では、御承知のように、どうしても資力、信用の点からいまして無理な場合でも、ぜひお貸ししなければならぬという場合には、信用保証協会の保証つきで出すというようにことをやっておるわけでございます。しかし、率直に申しまして、私どものそういった努力なり特別な配慮というもののだけで、はたしてこの数多い零細企業の方々に御満足いくだけの金融をつくれるかといひますと、非常に無理がございまして、やはり何としても政府におきまして特別の方途をお考え願ふ必要があるのではないかと、こういうふうにお考えをしております。

○春日委員 非常に率直な御見解の表明を得まして、けっこうだと思ふのであります。ところが、どうかわれわれがこの法案を審議する上におきまして、このことも重要な一個の検討対象に相なっておりますので、願わくは後日でけっこうであります。あなたの方の総貸し出し件数の中に占めて占める、すなわち五十万円以下の小額金融の件数の割合、それからあなたの方の総貸し出し金額の中に占められる五十万円以下の零細金融の金額の割合、これをひとつ資料として本委員会に御提出を願ひたいと思ふのでございます。

次は、中島英信さんにお伺いをしたいのでございまして、この中小

企業基本法なるものは、まあ言うならば生産性を向上して、所得格差、これは産業間、企業間、階層間の格差を解消することを意図したとおると思ふのでございまして。したがって、法律の中にも明文化されておりますように、まず近代化、それから高度化ということがうたわれておりますから、このことは、集約的に中小企業の設備投資を結局刺激する、というよりも、設備投資を国家的規模において大きく推進するという結果に相なるであろうと思ひます。そのこととなくしては、この法案の意義はない、また効果も上がらないと思ふのでござい

ます。そういたしますと、ここに国民総需要という一つの絶対量がございまして、この中において、御承知のとおり、昭和三十三年以来、わが国の大企業が設備投資に狂奔いたしました結果、いまだどういふ事態にあるかと申しますならば、言うならば設備過剰でございまして。そのために、鉄鋼関係におきまして、あるいは化学肥料関係におきまして、あるいは繊維関係におきまして、事実上操業短縮が行なわれておるのでございます。こういうような中において、今度のこの政策によつて、要するに中小企業全体の設備投資、これがあらゆる国の施策が集約されてわあっとここに集中して参りますと、これは当然のことといたしまして、生産過剰に相なります。生産過剰の帰結といたしましては、これは不況事態を招来するおそれなしとは断じがたいのでございまして。一体ここでどういふような形においてその事態を回避いたし得るかということとを常

識的に判断いたしますならば、当然

片方に需要の拡大をはかるといたしましても、それは大企業の設備投資、それから中小企業のような政策的な、国家的な支援によるところの設備投資のよつてもたらした成果を消化するだけの需要の造成というものは、なかなか困難であらうと思ひます。そういたしますと、国全体の施策からいたしましては、当然のこととして大企業の所得は非常に多いのである。それがすでに既定の事実として多いのである。中小企業基本法は、中小企業者の所得を大企業に近づけるためのことにあるのでございまして、したがって、中小企業の設備投資は、そのような結果になるとしても、これをやるといかなければならぬ。そうすると、この際、大企業の設備投資について、当然の帰結として、一定のチェック措置を講じていかなければならぬ。規制措置を講じていかなければならぬ。このことは、当然経済政策論として、これは問題として出てくるを得ない事柄であると思ふのであります。あなたの御研究の結果によりますと、これはどのようにお考えになっておりますか。

○中島参考人 非常にむづかしい御質問をいただいたと思ふのですが、確かに設備投資の点にいろいろ問題がございまして。順序はちょっと逆になるかもしれませんが、中小企業者の設備投資が盛んに行なわれた場合に、生産過剰になるのではないかと、生と、確かにそういう面があるかと思ひますが、設備投資の場合にもし内容を分ければ、非常に単純な設備更新、単なるリプレースメントがありますし、もう一つは近代化というのがあり

ます。もう一つは、ただ生産力拡充のための設備投資というものと違うのです。したがって、単に生産力拡充のための設備投資であれば、これは生産量がますます増していくということによって生産過剰になりますけれども、質的な改善を行なうための設備投資の場合には、もちろん生産性は上がるかもしれませんが、しかし、必ずしも量的な増大を伴わない場合もある。その意味で、中小企業の近代化設備投資という場合に、その内容について若干分けて考える必要があると思うのであります。

それから最初言われた、全体として国民の総需要というものはきまつてゐるではないか、確かにそれとおりであります。従来のように、設備投資が設備投資を産むというような形で経済成長を遂げてきたという形は、現在やや

企業対策との関連で特に必要だと私は思うのです。これはちょっと質問からそれますけれども、私は、零細企業に対して社会政策が必要であるとは思っていない。零細企業対策に対しては、結局人間の活動であると思うのです。究極の目標は、やはり人間が生き延びていくことにあると思う。したがって、その生活水準を高めるための政策こそ、ほんとうの意味の経済政策であると思うので、私は、零細企業に対してこそ、ほんとうの意味で経済政策を必要とするというふうに考えておるわけです。ですから、私は、そういう点で、この設備投資に関連した問題についても、いろいろな対策が、きめをこまかくやっていた場合には、あり得るというふうに考えております。

それから第三番目の御質問は何でしたか。

○春日委員 大企業の設備投資を制限する必要があるかどうかということです。

○中島參考人　それは私は、ある程度あると思います。しかし、それは現在いろいろの審議会等である程度の調整をやっておりますね。これは自主調整だけでもなかなかいかない点もあると思いますけれども、現在そう言う人もいますけれども、大企業の中でも自主調整が必要だと言う人もあるのですから、その点では可能性の根拠というのは、経済界の中にもあるし、考え方の中にもあると思うのです。必要かどうかということになりますと、私は、ある程度はその必要があるのではないかと、いうふうに考えます。

○春日委員　重ねて申し上げてんでありまするが、生産性を向上することによって所得格差の減少、圧縮をはかる、こういうのでありまするから、したがひまして、生産性の向上はいい品物を安くつくるということにあり、おのずからそういう手段を尽くす結果として、生産性が増大されていくということは、もう経済活動の当然の帰結でございます。いい品物を安く、しかもいまままでおりの数量というようなことは、これはあり得ないことでございますので、生産性向上はやはり量的増大を当然もたらしてまいるものであ

まして、最後に、私川端君にお伺いをいたしたいのであります。政府案によりますと、この社会的また経済的制約のもとにおいて、今日の中小企業困窮がもたらされたものとされておるようであります。そこであなたは、現在の所得格差を発生せしめたところの原因、これは一体何であるか、いわゆる社会的制約というものは一体どのようなものであるのか、これをどういうふうにお考えになっておりますか、お答えを願いたいと思います。

○川端参考人　この点は、おそらく政府原案の中にそのような文章をお使い

になっておらぬけれども、少なくともいままでの経済政策では、だんだんと格差が大きくなるからお気の毒だという前提が腹にあるの考え方であらうと思います。したがって、午前中の私の陳述の中においても、やはり大企業

の圧迫を排除するという前提と、もう一つは、やはり産業分野の確保、資金の確保というような問題を明確にしてもらいたいということを申し上げておたわけでありますから、私は、今日の経済に二重構造なり格差の発生いたしました原因は、経済政策の中に不正な競争をせしめた原因があったということを前提に考えて陳述いたしておるものであります。おそらく政府も、その点を、断わりは言わぬでも、腹ではお考えになっていたいているものと、善意に申し上げている次第であります。

○春日委員　では終わりまするが、この点は、私は非常に重要なポイントではないかと存じます。と申し上げますのは、この経済的、それからまた社会的諸制約、これを一体どういうような現

象としてとらえておるかというのでございます。すなわち、資本主義的な政策、たとえば金融において、あるいは税制において、あるいは予算の盛り方において、大企業がいよいよ繁榮し、中小企業がさらに困窮を重ねていくような形で税制、金融、それから財政が行なわれておったのか、それとも対等の立場でそういう施策が行なわれたにものかわらず、さらに弱きものに對しては若干のささえを行なうという意味合いにおいて施策をこらしておったにもかかわらず、こういうような大いなる断絶を生じたものであるのか、私は、

この点は非常に大きな問題であると思
うのでございます。したがいまして、
私ども民社党案においては、これは冒
頭宣言に明確にいたしておりますよ
うに、現在のこのような所得格差の断
層は、長年にわたる資本主義的な偏向
の政策のあらわれである。国はその反
省の上に立ってと、こううたいまし
て、したがって、政府案ではこれの不
利を補正するといっておりますが、わ
れわれは、悪かったからこれをため直
す、悪かったことを悔い改める「是正」
ということばを使っております。政府
案は不利を「補正」ということになっ
ておりまして、補正ということでは、
事実上これは言うならば、いままでお
気の毒であったから、ちょっとおわび
のしるしに保護をするという、総合的
に修正した保護法の寄せ集めみたいよ
うなものになってしましまして、こんな
ものならば、基本法でも何でもないわ
けであります。

どうか、そういう意味で公述人各位
に特にお願いを申し上げたいのであり
ますが、審議はまだ序の口でございます。

して、ほんとうにその足らざるところを補うのか、それとも悪かったからここに悔い改めてこれを是正するのか、是正するならば是正にふさわしい具体策が出てこなければなりません、単なる補正するならば補正する程度、ちょいとばかり補えばそれでいいという形に相なってまいりまして、中小企業基本法の機能、効果というものに決定的な結果をもたらすものと考えますので、どうか各界の世論醸成の中において、十分御検討の上、主権者国民各位とされましての国会に対しまする適当な意思表示を、後日強くちょうだいすることを期待いたしまして、私の質問を終わることにいたします。

○逢澤委員長 他に御質疑もないようでございますので、この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中にもかかわらず、長時間にわたり、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。本案の審査に資するところきわめて大なるものがありました。委員会を代表いたしまして、厚く御礼申し上げます。(拍手)
次会は公報をもって御通知することといたし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十七分散会

昭和三十八年六月十九日印刷

昭和三十八年六月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局